

総務委員会議録 第十五回

(三六五)

平成十五年六月三日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 遠藤 武彦君

理事 荒井 広幸君 理事
理事 林 幹雄君 理事
理事 安住 淳君 理事
理事 横屋 敬悟君 理事
理事 浅野 勝人君 理事
岩永 峰一君 武正 公一君
川崎 二郎君 黄川田 徹君
佐田玄一郎君 伊藤信太郎君
谷 洋一君 上川 陽子君
谷本 龍哉君 左藤 章君
大出 彰君 滝 実君
島 鴻三君 伊藤 忠治君
荒井 聰君 玄葉光一郎君
山田 敏雅君 中沢 健次君
山名 靖英君 松崎 公昭君
春名 真章君 松崎 公昭君
重野 安正君 矢島 恒夫君
金子善次郎君 横光 克彦君

政府参考人
(総務省自治行政局長) 畠中誠二郎君
政府参考人
(総務省自治行政局公務員) 森 清君
政府参考人
(総務省自治財政局長) 林 省吾君
政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官) 高瀬 潔君
官(文部科学省高等教育局長) 遠藤純一郎君
政府参考人
(文部科学省高等教育局長) 遠藤純一郎君
総務委員会専門員 大久保 晓君

委員の異動

六月三日

辞任

補欠選任

官路 和明君
谷畑 孝君
松崎 公昭君
河上 博行君
河上 草雄君
河上 久保 哲司君

官路 和明君
長浜 博行君
河上 久保 哲司君

同日

谷畑 孝君
玄葉光一郎君
吉田六左門君
伊藤 忠治君
野中 広務君
左藤 章君
滝 実君

谷畑 孝君
玄葉光一郎君
吉田六左門君
伊藤 忠治君
野中 広務君
左藤 章君
滝 実君

片山虎之助君
若松 謙維君
河村 建夫君
岩永 峰一君
吉田六左門君
高木 陽介君
池坊 保子君
吉田六左門君
伊藤祐一郎君

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方独立行政法人法案及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一一七号)

る法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お詣りいたします。
両案審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房総括審議官伊藤祐一郎君、総務省自治行政局長畠中誠二郎君、総務省自治財政局長森清君、総務省自治行政局公務員文部科学省大臣官房審議官清水潔君及び文部科学省高教局長遠藤純一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上川陽子君。

○上川委員 おはようございます。自由民主党の上川陽子でございます。

質問に入ります前に、昨日、六月二日未明に神戸市西区で発生した火災の消防活動に当たられました神戸市消防局の消防隊員のうち、三名の若い消防隊員の皆さんのが殉職なさいました。謹んで三名の消防隊員の御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

このところ、中央と地方の財源問題をめぐる三位一体論、活発に議論をされております。当委員会におきましても、去る五月二十七日に、我々会派を含む多数の賛同によりまして、三位一体改革に係る緊急発言が行われました。片山大臣におかれましては、その実現に向けて日夜奮闘なさつていらっしゃるということでございますが、引き続き最大限の御努力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、国から地方へという流れ、つまり、地方分権の大きな方向性につきまして、今こそ、国と地方の役割分担を根本から見直し、国から地方へといふ

の三位一体の改革を強力に推し進めていくべき時期である、こう考えております。しかし、同時に、このことが、國と地方の間の懐の探り合いや、また省をまたいだ損得勘定に矮小化されてしまう恐れがない、こう思っているものでございます。財源のみならず、それに付随する権限、両方を思い切って地方に移譲していく、國は、その本来担当べき役割、こういうものを見直していく形で、新しい時代にマッチした小さな政府を目指していくべきというふうに考えております。

平成十三年の一月に一府十二省庁に中央省庁が再編統合されまして、今まさに行政改革の段階にあるわけであります。まだそれは最終地点ではないというふうに思っております。今お進めになつてている國から地方への三位一体構想、これは、中央政府のさらなる行政改革への実現、これを決意していらっしゃるのではないか、こうお察しする回、この地方の独立行政法人化も含めまして、中央政府のさらなる行政改革への実現、これを決意していらっしゃるのではないか、こうお察しするわけでございますので、ぜひ大臣の、その面につきましての大きなビジョン、また目指すべき改革のあり方、こういった点につきまして、御所見をいただければ幸いでございます。

○片山國務大臣 上川委員から、冒頭、神戸市西区の火災での消防隊員の殉職の話がございました。

○片山國務大臣 あれは、残った人を助けに行って、建物が落ちてきて皆さんがああいうことになつたわけでありまして、すぐ消防署から実情を調べに行つております。(発言する者あり)

○遠藤委員長 御静聽に願います。

○片山國務大臣 今後は、ああいうことがないよ

うに、また、亡くなられた方々にどういう対応をするか、しっかりと考えてまいりたいと思つてお

あります。

ありがとうございました。

それから、今の三位一体の改革に絡む小さな政府の実現のお話でございますが、三位一体の改革は、できるだけ自前の金を地方に与えて、国がひもをつける補助金、負担金を縮小していく、削減していく、あわせて地方交付税のあり方も自主性を重視するようことに直していく、こういうことをございまして、小さな政府と一致するんです。

それから、補助金そのものを整理統合していくことがいろいろな意味で小さな政府につながる、こういうふうに思つておりますし、この三位一体の改革はそういうこととあわせてやることで大きな成果が上がるだろう、こう思つておりますので、ぜひこの機会にやつてまいりたいと思います。

また、我々は、今、電子政府だとかアウトソーシング、民間委託だとか、いろいろなことを考えておりまして、これも小さな政府につながつていいことになるだろうと。

総合的なそういう行政改革を進めることができれば、一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○上川委員 ぜひ、そうした方向につきまして、全政策が結集できるように、リーダーシップを發揮していただきますように、よろしくお願ひを申し上げます。

では、続きまして、地方独立行政法人に関する法案の御質問をさせていただきます。

今回の地方独立行政法人制度の地方への導入のそもそも契機というのは、平成十二年十二月一日の行政改革大綱の中で、「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえ、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する。」、こういふ一言の中で進められていくといふふうに理解しております。

独立行政法人、平成十三年の四月からスタートということでございまして、今までにその運用の中でそれぞれ御努力をいたしているということをございまして、行動しながら考へて、また改め

て制度の改革をしていくということであろう、こんなふうに思つております。

今の制度、国の省庁の独立行政法人制度がうまく機能しているかどうかというのは、最終的にまだ判断する段階ではないと思うんですが、今までに過渡期であるということでございまして、今回いるというところでござりますので、そういう行政法人につきましては、国の独立行政法人の、ある意味では反省点とか課題とか、そうした今抱えている問題点、これもいろいろ出ているということでござりますので、そういうのをある意味で消化した上で制度に盛り込んでいくということが大事ではないか、こんなふうに考えております。

そういう意味で、今までに進行中の国の独立行政法人から得られている今の段階の御教訓というものを、どのように地方の独立行政法人制度の中に盛り込まれているか、その辺の玉の部分をぜひ教えていただきたいと思っております。

○片山国務大臣 国の独立行政法人制度は、国とは違う法人、国とは離れて独立した法人という形を整えて、そこに自律的、弾力的な運営を行わせる、それから、事前のチェックじゃなくて事後の評価でいろいろ中を正していく、こういうことでございまして、そういうことによって業務の効率を上げるということと国民に対するサービスの向上を図る、こういうことが目的でござります。

始めましたのが十三年ですね。制度が始まつたのが一月からで、これは二回に分けて独立行政法人化されました。まだ成果を厳重に検証するまで至つておりませんけれども、例えば、美術館や博物館の夜間開館の実施が行われておる、あるいは、法的な長のリーダーシップで、例えば研究費の彈力的な配分や、民間との包括的な研究協定というふうに、それを結んで連携をして行われておる、等、独自の取り組みが行われておりますし、我々としては、一定の成果が上がつておるんではなかろうか、こう思つております。

まだまだ始まつたばかりでございまして、今後とも、十分そのあり方をフォローしていきたい、

こう思つております。そういう国の独立行政法人のぐあいを見ながら、この地方の独立行政法人の制度をつくつて、地方の自主的な判断でやつてもらいたい、こういうふうに考えております。

○上川委員 国の独立行政法人の一つの特徴といふことで私が非常に注目しているのが、企画立案の機能と実施、執行の機能というものを分離していくと、いうことでござります。それが非常に注目しているのが、企画立案の機能と実施、執行の機能が盛り込まれている文言が盛り込まれているわけだと思います。

地方独立行政法人といふことでございまして、ただけ地方の自主性というお話を今ございまして、同じ独立行政法人という名前でございまして、同じ独立行政法人をある意味では地方に応用していくと、いうようなお考えだと、いうことでござりますけれども、そうしたときに、企画立案機能と執行機能をどういう形で受け持たせていくのかということについて、その部分についてお考へをお伺いしたいということ。

それから、地方の場合には、国の場合と違います。できるだけ住民に密着しているという意味では、現場のニーズが直接企画立案にすぐに反映し、また、それに臨機応変に対応していくというような形での特色が見られるというふうに思つます。そういう意味では、もし企画立案と実施の部分が離れていくような、組織的にも離れていくようなことがあつた場合には、サービスの機能そのものが低下するおそれがあるんじゃないかな、こんなふうにも思うわけでございまして、そういう意味で、そうした危惧というか、それを防止する、あるいは、その企画立案の機能を独立行政法人に実現する手段につきましては、地方公共団体がみずから創意工夫することによりまして、それが企画立案能力を発揮することが当然求められておりまして、御存じのように、国家公務員が、自衛隊等も含めて約百万人、さらに地方公務員の方が三百万人、確かに住民自治の行政は地方公務員の方が多いわけであります。それだけに、この独立行政法人の考え方、いわゆる民営の非常に効率的な経営手法を取り入れるということは、やはり地方公共団体においても積極的に活用すべきではないか、このように考えております。

○若松副大臣 まず、国の独立行政法人制度の趣旨、目的でございますが、政策の企画立案機能と実施機能を分離して、実施部門のうち一定の事務事業につきまして、効率性の向上、サービスの向

上並びに透明性の確保、これらを図るために独立行政法人に行わせる、こういった考え方は、私どもとしては、地方独立行政法人制度においても当たはまる、このように認識しております。

その意味合いでござりますが、これは地域におきまして、政策の企画立案機能、これは地方公共団体がまずみずから責任を持つて行つていただいていると、いうことでござります。それで私は非常に注目しているのが、企画立案の機能と実施、執行の機能が盛り込まれている文言が盛り込まれているわけだと思います。これは地方独立行政法人が地方公共団体にかわって行うということの方が適切ではないか、そのように認識しております。

このような役割分担を、まさに官から民へ、これが役割分担を推進することによりまして、地方公共団体におきます行政改革が適切な形で推進されるのではないか、私はそのように期待しております。

また、設立地方公共団体、いわゆる設立する側であります。が、この公共団体が設定する中期目標、これを実現する手段につきましては、地方独立行政法人がみずから創意工夫することによりまして、それが企画立案能力を発揮することが当然求められておりまして、御存じのように、国家公務員が、自衛隊等も含めて約百万人、さらに地方公務員の方が三百万人、確かに住民自治の行政は地方公務員の方が多いわけであります。それだけに、この独立行政法人の考え方、いわゆる民営の非常に効率的な経営手法を取り入れるということは、やはり地方公共団体においても積極的に活用すべきではないか、このように考えております。

○上川委員 今のお話の中に、民間でできることは、民間にどういうことでお話がございまして、小さな政府を目指す基本的な姿勢ではないか、こんなふうに思つております。

国であろうが地方であろうが、行政改革を実行する場合には、業務内容を見直して、できるだけ民営化できるものは民営化していくといふことが趣旨ではないかと。今おつしやった中でいきます

と、民営化になじまないものは独立行政法人にすることによってございますが、官か民かという形で地方の部分で峻別する場合の、なかなか難しいと思思いますけれども、この明確な物差しというのは、どういう物差しを持つて官か民かというものを峻別なさるというふうにお考なのか、そのことが一つということでございます。

それから、民営化すべきものと民営化すべきでないものの区別ということでおざいまして、これは国と地方と少しずつ変わるかもしれません。また、地域によっても物差しが変わるかもしれません。その辺の考え方も、ぜひ教えていただきたいと思います。

○島中政府参考人 お答えいたしました。

先生御指摘のように、民営化すべきものは民営化すべきじゃないかということでおざいまして、地方公共団体においては、民営化、民間委託を始めとして、さまざまな手法によります行政改革の着実な実行が求められております。まずは事務事業の見直しを行いまして、地域の実情を勘案して、民営化に応じむものは積極的に民営化を進めるべきものといふふうに考えております。

ございましても、その引き受け手がないとか、引き受け手があつても到底ペイしないというものもござりますので、その基準を明確に示すことはかなり難しいと考えておりますが、この制度の導入は、どういう契機といたしまして、改めて行政サービスの提供主体とか方法の見直しが行われることを私どもは期待しているところでございます。

○上川委員 今のお話でいきますと、同じジャンル、同じ分野であつても、その地域の自治体の判断によっては、あるものは独立行政法人になり、

あるものはもしかしたら民営化で引き受けていただくこともあり得るということを意味していると、いうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○島中政府参考人 そのとおりでございまして、先生御指摘のとおりでございまして、例えば病院でも、地域によっては、病院が一つしかないといふところではなかなか民営化は難しいというところもございまして、複数病院があつて民営化できるんじゃないかというところもあるというふうに考えております。

○上川委員 そこで、ちょっと具体的な事例を二つ御質問させていただきたいと思うんです。

この法案の第二十一条に「業務の範囲」という形で、水道事業について対象に盛り込まれているわけでございます。

水道事業につきましては、先回、三月に行われた世界水フォーラムの中でも、世界の中で、民営化という議論が出てきている分野ではあつて、まだもちろん成熟している状態ではございませんけども、この議論につきまして、日本の場合に民営化が必要となるのかなどといふふうに考えております。

その「定義」においては、地方独立行政法人につきましては、地方公共団体の組織と別組織ならではの利点を生かして、地方公共団体の公共サービスの提供手法の新たな選択肢を与えることになるものとも考えています。

今回の地方独立行政法人につきましては、地方公共団体の裁量の余地を大きく認めた弾力的な制度となつてござりますから、国立大学法人制度とは異なりまして一律に法律で規定するのではなくて、各地方公共団体の裁量で規定するのではなく、各地方公共団体の選択と判断にゆだねられるべきでござりますから、国立大学法人制度とは異なりまして一律に法律で規定するのではなくて、各地方公共団体の裁量の余地を大きく認めた弾力的な制度となつてござります。

具体的には、法人の長が学長となることを原則としながらも、設立団体の判断で別に理事長を任命するということも可能であるということが一つございます。

それから、学長の選考を行う選考機関あるいは経営に関する審議を行う機関、教育研究に関する審議を行う機関等の構成につきましては、枠組みだけを定めまして、具体的な定めにつきましては定款にゆだねていて、ということがございます。

それから、経営に関する審議機関、教育研究に関する審議機関の具体的な審議事項につきましては、第一類第一号 総務委員会議録第十七号 平成十五年六月三日

は、法律で一つ一つ規定するということではなくて、これも設立団体が定款によって定める、こういう仕組みとなつてゐるところでございます。

それから、国立大学法人に置かれております役員会等の設置につきましても設立団体の判断にゆだねるということがござりますし、国立大学法人につきましては、来年四月に一斉に設立される、こういう法案の内容でござりますけれども、公立大学法人につきましては、本法案の成立によりまして同じく来年の四月から設立が可能となります。公立大学を法人化するか否かということにつきましては、各地方公共団体の判断にゆだねているというところでございます。

それから……

○遠藤委員長 簡単に。

○遠藤政府参考人 はい。両者の統合合併についてでございますが、公立大学、国立大学、基本的な性格は同じだと思いますが、これの合併ということになりますと、かなりいろいろな面で解決すべき問題が多いな、こう考えております。

○上川委員 ありがとうございました。

○遠藤委員長 次に、中沢健次君。

○中沢委員 おはようございます。民主党の中沢

でございます。
きょうは、同僚議員と私と、私が一時間、時間が多いか少ないかは別にいたしまして、じっくり議論をさせていただきたいと思います。
法案の審議に入る前に、非常に大事な地方の財政改革、なんぞく三位一体論、これについて、ポイントだけ、特に大事な時期でありますから、総務大臣の決意を含めて、まず聞いておきたいと思います。

先週のこの委員会で、委員会としての見識のある特別発言があつて、それをしつかり大臣が受けた、しかも委員長がしつかりとまた議事さばきをされた。私は野党の一国会議員であります。委員会の見識、改めて感服いたしました。党派を超えて同じ意見だと思うんです。

そこで、去年の骨太方針の決まる前に、私の方から提案をいたしました。国から地方への税源移譲、それに伴つて、国の補助金、負担金の整理合理化、地方交付税の見直しを三位一体でやると。三位一体というのは、一つだけやるのは三位じゃ三位一体でやる。それは、地方の自主性を強化して、地方を強く、大きくすること、地方分権を進めることだ、地方の行政基盤を強化する、特に

きょうこの問題についてまとめを行うと、けさの新聞、一斉に報道がありました。残念ながら、あいう委員会の見識、あるいは大臣の決意、この改革会議には十分反映をされていない。残念だと思うんですね。

そこで、いよいよ總理がエビアンから戻つてましまして、恐らく六月の下旬と言われておりまして、例の骨太方針の第三弾が、この問題も含めて出てくると思うんですよ。そうすると、この問題について、今まで随分真剣に議論をしてきましたけれども、いよいよ、政治的な場で、政治家の責任でこの問題についてしっかりと議論をして、責任を持って結論を出していかなければいけない、こういう時期だと思います。

これから骨太方針の議論に参加をする片山総務大臣、改めてそのところの決意をしっかりと聞いていただきたい、そのことを率直にお尋ね申し上げます。

○片山国務大臣 先週の当委員会で緊急発言がありまして、与野党一致の大変な意思を私どもしっかりと聞かせていただきました。それを受けとめてやつてまいりたいと基本的には考えております。

この三位一体の改革は、去年の骨太方針二〇〇二の中で、ことしの六月中に改革工程表を含む案を取りまとめる、こういうことになつております。

三位一体の改革だけじゃなくて、いろいろあるんですけれども、そういうことで、今作業をやっております。

そこで、去年の骨太方針の決まる前に、私の方

税財政の基盤を強化することだ、こういうことを提案いたしまして、おおよそでは御理解を賜つてゐるんです。

そこで、そういう方向で今作業をしておりますが、地方制度調査会の答申は、これは与野党の議員さんも入つておりますし、地方六団体の代表も入つておりますから、我々から見ると、いい結論を出しておりますから、こう思いますけれども、今議論を進めております地方分権改革推進会議は、必ずしも私どもの考え方とは違うのが議論されていましたけれども、最初の試案よりは相当中は直つてきておりました。最初の試案よりは相当中は直つてきておりました。それどころか、まだまだ問題点がいろいろあると思うんですよ。

一番問題なのは、やはり分権の志というんでしょうか、分権を進めるという意欲がはつきり示されていないということですね。したがつて、税源移譲には触れているんすけれども、及び腰でしかも、何か増税をするときにしかできないのではないかというようなことが書いてある。

それから、交付税は地方共同税と財政調整交付金に分ける。これは地方交付税の制度的本質を理解していない議論なんですよ。これは将来の選択肢の一つということで、大分後退しましたけれども、しかし、まだ地方共同税という考え方の言葉が残っているんです。

そういうことで、必ずしも十分でないと思いますし、私は、運営方法が一番問題だ、こう思つておりますし、まあここで余り議論をすることじやないかも知れませんが、そういうことで、いろいろ注文をつけておりますが、きょう何か議論をやるようですが、まとまるかまとまらないのか、それはわかりませんけれども、まあしかし、それでも審議機関の一つの意見の提出ですから、最終的に決めるのは、まさに中沢委員言われましたように、やはり政治の場が決める。とりあえずは骨太方針は経済財政諮問会議で決めて、最終的には閣議決定で、それを実現するかどうかは国会ですよね、かかつて。そういうことでございますので、今後

いし、その実現を期してまいりたいと考えております。

〔委員長退席、佐藤(勉)委員長代理着席〕

○中沢委員 今、大臣の方から、見識のしつかりあるお答えをいただきました。全く同感です。

そこで、私が国会に出で二期生のとき、まあ一期生のときもそうだったんですが、当時は地方行政委員会、地方財政計画あるいは交付税の議論のときには、その当時は、大蔵大臣がこの法案の質疑に必ず出席をして、自治大臣と大蔵大臣がお二人並んで議論をしてきたんですよ。それがいつの間にか、ほとんど、今までいえば、財務大臣は、予算委員会にはもちろんいますが、この委員会にはもちろん出ますが、この委員会には、私の経験からいうと、一度もお見えになつていません。しかかも一方では、きょうまとめを出すであろうあの推進会議の背景には、やはりいろいろあります。

先ほど言いましたように、いよいよ大詰めを迎えて、政治の場で決着をする。そうすると、少なくともまだ会期が六月の十八日まで残るわけですから、やはり、昔のことだけを言うわけではありませんが、今大事な時期に、塩川財務大臣もこの委員会に出席をしていただいて、片山大臣と両方座つていただいて、お互に意見が違つかもしれない、こちから質問する人のトーンも少し違うかもしれません、全国的には大変注目をされる、私は、そういう場面になると思うんです。

こここのところは後で、委員長がちょっとと交代されていますけれども、委員長にも預けたいと思ひますが、担当の大臣として、こういう局面で、財務大臣もこの委員会に出席をすべきであると私は思つんすけれども、大臣、それについてはどう思ひますか。

○片山国務大臣 國会法の規定だと、國会の委員会が呼べば所屬の大臣も出席できるようになつてますよね、中沢委員言われましたように、過去には例がございますので。しかし、最近は、予

算委員会だと決算行政監視委員会で、しょっちゅう私は塙川さんと並んで、時には似たことも言いますけれども、時には似ないこともありますけれども、時には似ないこともありますけれども、時には似ないこともあります。ただいて、お呼びになるということは、私はあつても一つもおかしくない、こういうふうに考えております。

財務大臣はやはり国の財政を考えるのが仕事をすから、私どもは地方の財政や地方分権を考えるのが仕事ですから、それは立場の違いがありますけれども、やはり共通項を見つけて、この国をどうするかという点では、同じような、そこは足並みをそろえていくべきだ、こう思っておりますので、今後とも努力いたします。

○中沢委員 私も、去年は、予算委員会で地方財政問題を議論したときには、片山さんもいた塙川さんもいたんですよ。やはり、今大臣おっしゃつたように、財政というのは、国の財政も大事だし、地方の財政も大事だ。確かに、対立するところもありますよ。しかし、お互いに共通認識に立たなければ、我が日本の天下國家を含めて大変な事態だ、そういう認識であれば、私は、やはりこの委員会に積極的に財務大臣みずから進んで出てきてほしい。あるいは、この委員会で、ここのこところは委員長にげたを預けますが、ぜひひとつ与野党を含めて、しつかり今の事態を認識するという意味では余り変わりないと思いますから、会期末が迫っていますから、大事な時期ですから、しっかりと理事会で議論をしていただいて、財務大臣の出席を求める。こういう場面をぜひつくついていただきたい。委員長として、預けますが、いかがでしょうか。

○佐藤勉委員長代理 理事会で協議をさせていただきたいと思います。

○中沢委員 では、この問題は以上にしたいと思うんです。さて、地方の独立行政法人の法案の審議、きょう十二月で終わる。率直に言って、本当は、一日の審議で十分議論が尽くせるのかなという思いなん

であります。しかし、そういう議事さばきでありますから。

それにもしても、この委員会、いろいろな法案を

審議しています。きょうは、傍聴席大臣ごらんのように、普通から見ても大勢の方が座つていらっしゃる。私は、やはりこの法案について、國

これで、非常に注目をしている法案だと、お互にそこのところはしっかりと認識をしておいた方がいいと思いますね。

そのことを前提にして、幾つか基本的な問題と具体的な問題でお尋ねをしたいと思うんです。

まず、大臣に、大臣はもう何でも答弁できる政治家ですから、率直に意見交換をしてみたいと思

うんですが、国の独立行政法人の法案は、平成十一年から始まって、もう既に実体化しています。

この法案の立法作業をやって、そして国会に出

してきました、こういうことだと思いますけれども、もう少しポイントを整理して、なぜこの時期に、しかも、後でいろいろと言いますけれども、相当広範にわたった業種を対象にしようとしている、こういふことなども含めて、大臣の方から、まず、基本的なこの法案に対する考え方、少しき要点を絞つてお答えをいただいておきたいと思います。

○片山国務大臣 御承知のように、国の独立行政法人制度がスタートいたしました。法律の施行は平成十三年の一月からですけれども、二回に分け

て、独立行政法人が、七十六ですか、何かもうで

きております。

その前の、国の中行政改革大綱で、平成十二年の

十二月の大綱で、地方にも同じように考えなさい

ということは決めているんですね。ところが、國のこの独立行政法人制度がスタートしましてか

ら、地方団体から、単独で、あるいはいろいろな共同体がありますね、そういうところから、ぜひ

地方にもつくつてほしいと。例えばどういうこ

ろからそういう声が出るかというと、公立大学な

んです、一つは。それから、もう一つは、試験研究機関や何か。それから、地方公営企業は、また

これは議論がありますけれども、今の地方公営企業をもう一步進んだ形で独立行政法人に。こういう要望がいっぱい出てきました。そこで我々も、それじや、國の行革大綱でも決まっているし、やはり少し検討せにやいかぬなど。こういうことで、地方六団体とも相談しまして、やはり一番ポイントは、地方議会の関与をどこまで認めるかだったんですよ。

そういうことの調整を経て今回の法案を出させていただきましたので、これをやると運営が、先ほども言いましたが、自律的、彈力的になって、ある程度自由にやれるんですね。それから、中期経営目標と計画でやるんで、単年度の予算やいろいろなあれで縛られないんですね、県そのもの、市町村そのものじゃありませんから。そういう意味で、メリットもあるし、結局、この制度を使うか使わ

ないかはそれぞれの地方団体の自主的な選択に任せよう。

だから、選択肢として一つの制度を示す、こう

いうことなのですから、やるかやらぬかはそれ

ぞれ決めてもらう、こういうことでございま

で、私は、この制度については、選択をしていた

だく、地方団体のいろいろなやり方の選択肢をふ

やしていただく、これはいいことじゃないか、こ

ういうふうに思つてしております。

○中沢委員 私自身も、今のお答えでいいますと、いわゆる総論的には、そういう一つの時代の流れ

だ。地方においても独立行政法人の必要性があ

るという判断を、これはいわゆる自治体が判断をして議会で議決をする、そういう手続まで非常に

民主的に保障していますから、それはそれで結構だと思います。ところでも、独立行政法人の必要性がある

ところで、一つ、確認のために、今まで結構

今まで既に地方分権の時代で、地方で独立行政法人

をつくるかつてはいい。例えはどういうこ

ういう中身で決定をしていただくな。そういう

決断の判断、あるいは、後でもちょっと触れます

が、公務員型にするか非公務員型にするかの判断

も含めて、すべて地方が選択権と決定権を持つて

いる。こういうことであることはもう間違いないがな

いと思うんですけれども、改めてそのことを。副大臣でも結構です。

○若松副大臣 この地方独立行政法人のいわゆる

必要性というのは、何といつても、現下の経済状況、さらには行政の非常に厳しい財政、こういつ

た状況を踏まえまして、地方公共団体におまし

て、さまざま手法を活用して、かつ、行政改

革を着実に実行しながら、この地方独立行政法人

制度というものが設けられたわけありますが、

これはあくまで、その法人の設立につきましては地方公共団体の自主的な判断に由ねてていると

ころでございまして、委員の御指摘のとおりでござります。

また、この地方独立行政法人の定義につきまし

ても、地方公共団体がみずから行う必要がないも

の、民営化にはなじまないと地方公共団体が認

める事務事業、これは当然、地方公共団体によつて考へ方が異なる場面も出てくるわけであります

が、いずれにしても、そういった地方公共団体が設立する法人である、こういうふうに定義をしておりまして、かつ、設立に関する規定におまします。でも、地方公共団体が地方独立行政法人を設立しようと判断したときは法律に基づいた手続を得る、こういった規定であります。最終的な判断は地方自治体にゆだねられている、こういったことがございます。

○中沢委員 お答えのとおりだと思いますよ。それはもちろん、立法の趣旨からいつて現実的にもそういうふうにしなければいけない、これはも

う当たり前といえれば当たり前。しかし、大事なこ

とですから、確認だけしておきたい。

そこで、問題は、いわゆる設立団体の地方公共

団体が議会の同意を得て決定をした、後は総務省に認可の申請をする。場合によっては都道府県知事がそれをやるということもケースとしてあると思いますね。

ついこの間、地方自治法の法案の審議を私も座つて聞いていました。いろいろな議論がありますね。つまり、裁量行政の余地がどこまであるのか。別な言葉で言えば、認可をする側の国、総務省の裁量行政、関与の仕方、これは、人によっては余りにもいろいろなことを注文をつけて、せつかく自治体で合意をしたものと差し戻しをして改めて議論をさせるなどということは恐らく考えられませんけれども、極端な裁量行政では、そういうケースは今までしばしばあるんですよ、ほかの省庁でも。そのところの心配が私ちょっとあるのですから、認可に当たって国の関与といふのは本当に事務的な段階でしつかりととめと。これも当たり前といえば当たり前だと思います。

○島中政府参考人 お答えいたします。

法人の設立について、幾つかの方式がございます。これは、先生御存じだと思いますが、例えば許可主義、認可主義等々ございます。許可主義といふのは一定の裁量が認められておりますが、認可主義と申しますのは、法令の規定に沿っているかどうか、それから法令の趣旨とか内容に反していないかどうかについて認可権者が判断するといふことでございまして、許可主義とは違うものでございます。

その認可基準につきましては、地方自治法二百五十三条の二の規定で基準を定めることになつておりますので、今後、その認可基準においてできるだけ明確な基準を定めたいというふうに考えていろいろでございます。

○中沢委員 今、島中さんの方からの許可主義と

可主義ということで、しっかりとその辺は総務省としても、専門家の皆さんですから、基準をつくるときには、私が時間があればいろいろやりたいんですけれども、そういう不安がないんだ、こういうことでぜひひとつやつていただきたい、特に申し上げておきたいと思うんです。

さて、そこで、文部科学省の副大臣、わざわざお見えをいただきました。ありがとうございます。

質問の順序を少し変えまして、さて、今度の法案では、独立行政法人に移行可能な業種について幾つか限定がされています。もちろん無制限ではない。これもまた当たり前といえば当たり前。大学の問題について、大学の本体と大学の附属病院問題について、そのことを念頭にして、基本的な問題と具体的な問題、少しく聞いておきたいと思うんです。

○河村副大臣 中沢委員御指摘のとおり、地方独立行政法人化するかしないか、そこまでは地方公

共団体の意思決定だ、それから先については、御案内のように、法人化した場合の選択肢は非公務員化しかない、こういう形に設計されているという問題であります。

委員御指摘のように、私も、地方に任せるんだからそこまでもという考え方もあるかと思いますが、もともと国立大学を、公立大学も入ってくるわけになりますが、もともと国立大学を法人化するについての基本的な考え方があると思うんです。これは、すべからく非公務員化にするという方向。

これについては、最終的には平成十四年の閣議決定になつたわけでありますが、行革大綱からも出てまいりまして、これは大学改革の視点をしろというようなことから、十二年に行革大綱で大学を法人化する方向というものがうたわれて、そして平成十四年、さらに調査が進んだ結果、これから国立大学は非公務員型の大学法人にしていくことが決定をされたわけでございます。

私は、その視点が、今回の公立大学において法人化する場合の基本的な概念にそこのあることによるメリット、いわゆる大学の活性化といふ大きな意味があるのでございまして、例えば非公務員型のことによって、地方公務員法に従事するところと全く共通しますよね。私が問題にしているのは、事務当局とも少し意見交換をしましたけれども、それから先の、つまり、独法にした後の、ほかの対象業種はそれも含めて地方自治法が決められるんですよ。ところが、大学の場合は扱いが全く違つて、公務員型、非公務員型の選択の余地は地方にはない。なぜなんでしょうか。

まず、そこの文部科学省の基本的な考え方、私はどちらかと勝ちない、おかしいんじやないかと思うんですが、それについて副大臣、どう思いますか。

○河村副大臣 中沢委員御指摘のとおり、地方独立行政法人化するかしないか、そこまでは地方公共団体の意思決定だ、それから先については、御案内のように、法人化した場合の選択肢は非公務員化しかない、こういう形に設計されているという問題であります。

さあ、そこで、文部科学省の副大臣、わざわざお見えをいただきました。ありがとうございます。

質問の順序を少し変えまして、さて、今度の法案では、独立行政法人に移行可能な業種について幾つか限定がされています。もちろん無制限ではない。これもまた当たり前といえば当たり前。大学の問題について、大学の本体と大学の附属病院問題について、そのことを念頭にして、基本的な問題と具体的な問題、少しく聞いておきたいと思うんです。

○河村副大臣 中沢委員御指摘のとおり、地方独立行政法人化するかしないか、そこまでは地方公共団体の意思決定だ、それから先については、御案内のように、法人化した場合の選択肢は非公務員化しかない、こういう形に設計されているという問題であります。

委員御指摘のように、私も、地方に任せるんだからそこまでもという考え方もあるかと思いますが、もともと国立大学を、公立大学も入ってくるわけになりますが、もともと国立大学を法人化するについての基本的な考え方があると思うんです。これは、すべからく非公務員化にするという方向。

これについては、最終的には平成十四年の閣議決定になつたわけでありますが、行革大綱からも出てまいりまして、これは大学改革の視点をしろというようなことから、十二年に行革大綱で大学を法人化する方向というものがうたわれて、そして平成十四年、さらに調査が進んだ結果、これから国立大学は非公務員型の大学法人にしていくことが決定をされたわけでございます。

私は、その視点が、今回の公立大学において法人化する場合の基本的な概念にそこのあることによるメリット、いわゆる大学の活性化といふ大きな意味があるのでございまして、例えば非公務員型のことによって、地方公務員法に従事するところと全く共通しますよね。私が問題にしているのは、事務当局とも少し意見交換をしましたけれども、それから先の、つまり、独法にした後の、ほかの対象業種はそれも含めて地方自治法が決められるんですよ。ところが、大学の場合は扱いが全く違つて、公務員型、非公務員型の選択の余地は大学改革云々、法律でいえば個別法の世界じや

地方団体との密接な関係のもとで運営されなければならないものでありますし、また、その最終的な財政負担は設立団体に及ぶものとなります。

このことは、御提案をいたしております法律の第九十三条におきましても明記いたしているところであります。このように、設立団体の財政に及ぼす影響が極めて大きいといふことから、法人に対する長期貸付金につきましては、地方公共団体における予算議決を経ることによりまして、また、公営企業型地方独立行政法人の事業量等につきまして設立団体との所要の調整を図ることしながら、このような資金を地方公共団体が転貸債という形で地方債計画の枠組みの中で安定的に調達できるような仕組みを考えたものでございました。

この償還につきましても御懸念がございましたけれども、第一義的には、公営企業型独立行政法人自身ではなく、起債者である設立団体が償還することとなるものでありますけれども、その償還に当たりましては、公営企業型地方独立行政法人からの貸付金の回収額が充当されることとなるものでございます。

〔佐藤(勉)委員長代理退席、委員長着席〕
○中沢委員 今林さんの専門家からのお答えは、私なりには理解はできるんですね。ただ、問題は、別な角度でいうと、先ほど言ったように、地方公営企業というのは、水道もあるし、あるいはバス、地下鉄、病院、しかも、大小でいうと大変な格差がある、実態も大変な格差がある。

最後は地方が決めればいいんだ、こういうことですけれども、今おっしゃったように、転貸債の問題から始まって、つまり、交付金措置だとか、あるいは長期のさまざまな問題でいえば、今の自治体と公営企業との基本的な関係と余り大きく変化はしない、こういう認識を私は一応したいと思うんですよ。余り大きく変化しない、それについてどうですか、非常に抽象的だけれども。
○林政府参考人 公営企業型地方独立行政法人の運用等に当たりまして重要な核となります財政制

度、あるいは資金調達、あるいはその償還につきましては、御指摘のように、基本的な枠組みは、現在の地方公営企業法のもとでの枠組みを堅持するように考えてまいらなければならないと考えております。

ただ、地方公営企業制度と異なりまして、今回導入しようとしております公営企業型の地方独立行政法人制度のもとにおきましては、繰り返しになりますが、地方公共団体とは別の法人格を有する法人として独立して行うこととなりますので、法律上、目標管理制度と徹底したディスクロー・ジャード制度を導入しつつありますけれども、法人の長等の経営責任のもとで自律的に運営することができるようになるわけでありまして、現在の公営企業制度と異なりまして、地方自治法制の適用から離れまして、単年度予算主義の緩和、契約的、弾力的な財務運営あるいは人事管理を可能とする点に特徴があると考えております。

○中沢委員 それでは、ちょっと別な問題に移りたいと思うんです。

先ほど、公立大学で少し議論しました。もう少し問題の的を絞って、公立病院の問題で少し議論してみたいと思うんです。

私は、北海道の出身ですから、北海道のことが一体どうなるか、非常に気がかりです。知事がかわったからといって意味ではもちろんありません。そこで、道立病院の十ヵ所を独立行政法人に持っていくということはなかなか難しいと思いますよ。

そうすると、医大の病院と道立病院の、単に事務方だけじゃなくて、医療現場のお医者さん、看護婦さん、医療技師、さまざまな業種は定期的に人事の交流をやっている。これはもう当たり前といえば当たり前で、それは、人事の交流という側面から見ても大変な障壁を改めてつくることになります。だから、私は、公立病院、公務員型にするか非公務員型にするかの選択権も、本来は、大学改革といえども、この法案の趣旨から言えば、その選択の余地を地方に与えるべきだと。そのことは余り言いません。

人事交流という側面からいって障壁になると私は思うんですけれども、そのところはどうですか、大臣でも事務官でも結構ですが。

○森政府参考人 お答えいたします。

○中沢委員 道立病院は、北海道は地域的にも非

常に広い、広大だということで、数も非常に多いし、職員の数も相当な数がいる。ほかの府県とは少し状況が違うかもしれません。しかし、基本的には、大体、大同小異という感じだと思います。

そこで、先ほどあった、最後は、北海道は北海道の知事が決断をして、議会に提案をして、定款変更の議会の同意を求めて独法に移る。移るか移らぬかも、北海道の地方自治体が決めることです。これはもう言うまでもないと思うんですね。

そこで、先ほども、退職手当の通算は可能でございます。

この場合でも、退職手当の通算は可能でございます。

元を一たん退職した上で派遣先において新たに任用を行なうという形にならうかと思います。ただ、この場合でも、退職手当の通算は可能でございます。

そして、また、共済組合の給付、公務災害補償の規定も両方に適用されますので、特段の不利益はないものというふうに理解しております。

○中沢委員 ついこの間も、そういう意見交換を部長との間でやりましたね。技術的には、確かに派遣法で、あるいは今いろいろな現行の制度で柔軟に対応するということで、それは可能性としてはもちろんあると思います。しかし、そこに働く職員の側、あるいはいい意味で人事管理をしている職員側から見て、重大な労働条件、労働慣行あるいはさまざまな労使の諸問題について大きな変化が出るわけですよ。

例えば、道職員でなくなる、結果的に独立行政法人の職員にいや応なしになるんですよ。退職手当の通算、そんなのは当たり前といえども、当たり前の通算、そんなのは当たり前といえども、さまたげな問題だと思いません。

それをおよそ指摘しておいて、もう時間も迫っていますから、最後の問題。これは、少し大臣ともやりとりをしたいと思うんです。

さて、今度の独立行政法人は、最後は自治体で決めるという、選択と決定の権限は保障されています。しかし、職員の側から見れば、結果的に、手の届かないところで、意見が十分反映されていないところで、一方的に独立行政法人の職員になってしまふ。こういう可能性というか、私は、危険性はやはりあると。そういう不安は、やはり関係者の間では既に広がっているんです。

そこで、特に大臣は政治家ですから聞いておき

たいんですけど、この種の労働環境あるいは労働条件の大きな変化が伴う場合、一般論、原則論でいえば、当該の労使間でよく協議をして、合意をして、関係の条例、関係の法律を出す、これはもう一般論としても原則としても正しいと思いますが、それについては、大臣、どう思いますか。

○片山国務大臣 独立行政法人になる国も地方もそうですけれども、これは、中期経営目標を、地方の場合でいうと設立団体の長が、自治体の長が示して、それに基づいて独立行政法人が中期経営計画をつくる、こうのことですね。それに従つてやると。しかし、それが勤務条件を含めば、これが当然、労使交渉の対象になると思います。

そこで、今委員がる御指摘の非公務員型と公務員型の場合に、公務員型の場合だと、地方公営企業等の労働関係に関する法律、これは現業の公務員の場合の労使関係の法律ですが、この適用があるし、非公務員型の場合には労働組合法の適用がある。だから、いずれもその点は労使交渉いろいろ議論していくだく、こういうことになると私は思います。

○中沢委員 今大臣のおっしゃるとおりだと思います。法律上は国の場合も地方の場合も全く同じですね。ただ、実態的にそんなケースは余り起きないと思うけれども、えてしてこの種の労使交渉、大事なところで言えば、交渉がパンクしてしまう、平たい言葉で言えば、見切り発車をして、条例を提案して、理事者の権限と責任でやつてしまふと後々大変なしこりが残つて困るというケースは、少なくとも私のいろいろな体験からいつたるあるんですよ。そういう心配を率直にしています。そういうことが起きないよう、認可に当たつて、あるいはさまざま事前の、公営企業の問題もそうだし、病院の問題もそうですけれども、単に職員側という立場じゃなくて、理事者側という立場も含めて、私は適切な指導をしっかりやつしていくべきではないかと思うのです。

特に、今度の独立行政法人は、三年から五年の中長期計画、中期目標をつくつて、言葉としては適

切かどうか私はちょっと迷つてます。でも、やはり官から民へという一つの時代。そうすると、効率性を一方では追求する、これは全面的ななか否定のしようがない。しかし、そのことだけに重きを置いたのでは、一方の公共性あるいはサービス性、これが無視をされたのでは、職員もそうだけれども、それ以上に住民にとつては大変なマイナスになると思いますね。ですから、そういう角度で、特に大臣としては、関係の総務省の実務の皆さんにも、これからまだいろいろな議論があると思いますけれども、しっかりと客観的に押さえて、総務省としてはいい意味での指導をやつていただきたい。

やはり労使問題というのは大事ですよ。私は、内閣委員会ですから、ついこの間も石原さんと國家公務員の公務員制度の議論をやりました。これ以上多く言いません。これも大事な問題です。しかし、今度の法案に関連する地方の独立行政法人に当たつて、いたずらに労使紛争が起こらないように、お互いに立場立場はありますけれども、しっかりとやる必要があるな、改めてそのことを指摘したいと思うのです。

さて、最後に、評価委員会の問題について具体的にお尋ねをしたいと思います。

○中沢委員 地方獨法の世界では、評価委員会といふものをつくつて、いわゆる設立団体の権限外のそれぞれ大事な問題について評価委員会が作業をする、これまで、評価委員会につきましては、法律上は条例で定めるということになつております。私は、その評価委員会をつくることについては、だめだとは言いません。問題は、評価委員会のメンバーをどういう人を選ぼうとするのか、あるいは評価の仕方をどうすればいいか、これは非常に問題があります。

○中沢委員 もう時間が来ましたからやめますが、ただ、福祉問題も対象業種にしている。時間があればじっくりやりたいのですが、これは非常に問題だと思いますね。

それと、先ほど言いましたように、三位一体論も非常に大事な時期ですから、改めて大臣も頑張つてほしいし、先ほど委員長かわつておりましたけれども、塩川財務大臣をこの委員会にぜひ出席を要請したい、大事な時期だ、こういうふうにお預けをいたしましたから、しっかりとお願いをしたい。

以上申し上げて、質問を終わります。

○遠藤委員長 次に、武正公一君。

○武正委員 民主党政の武正公一でございます。

理事者側と議会側と関係者でじつくり議論すればいい、しょせんはそういう問題だと思いますが。少なくとも、この委員会としてこの法案を審議する以上、私としては、評価委員会のメンバーをどういうふうに考えるか、その基本的な考え方、基準、あるいは評価の仕方、基本的なガイドラインと言つていいと思いますが、そういう内容も改めて聞いておいた方がいいかなと思いました、あって聞きました。お聞かせをいただきたいと思います。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

評価委員会についてのお尋ねでございますが、法律でどうなつてあるかということを最初にお答えさせていただきます。

評価委員会につきましては、法律上、地方独立行政法の業務の実績に関する評価を行うことになつております。具体的に申し上げれば、各事業年度における業務実績や中期目標期間における業務実績について評価するものでございまして、その際には、業務の公共性それから透明な業務運営を確保すべく、効率性のみならずサービス面からも評価が行われることになろうかというふうに考えております。現に、国の独法の評価委員会につきましても、このような面から評価されているというふうに承知しております。

それから、委員の任命についてのお尋ねでございます。

評価委員会の組織及び委員につきましては、法律上は条例で定めるということになつております。そして、最終的には地方公共団体の御判断になろうかと考えておりますが、評価の中立性とか公平性を確保する観点から、各団体における適切な判断によつて評価委員会が組織されることになろうかというふうに考えております。

○片山国務大臣 言われるとおり、行革大綱はそういう決め方をしておりますので、土地開発公社を始めとしまして地方の三公社、あるいは第三セクター、公営企業改革もずっとやつてあるんです、御承知のとおりです。特に第三セクターは経営の悪いのが続出しておりますから、これについても今大変力を入れてやつております。

そういうことの中でも、やはり國もやる、國がやつたものですから地方でも大変要望がある、ぜひこういう制度をつくつてほしい、こういうことなんですが、それで結構だと思いますよ。地方は地方で

自主的な選択肢をふやす意味でこの地方独立行政法人制度も制度化しよう、こういうことでございました、これだけやるから、開発公社や第三セクターや公営企業の方をおざりにして、ほつたるということではございませんので、一緒にやる、こういうことの中で選択肢を広げよう、こういふうに我々考えております。

○武正委員 実際にやつてはいるかどうかをこれから質疑の中で明らかにさせていただきたいと思っておりますが、私は、やはり地方独立行政法人制度は、ある面、屋上屋を重ねているんではないか、組織として非常に複雑多岐なものにさせてしまっているのではないか、あるいは議会や住民のチェックがより及ばないような形になつてしまっているのではないか、そういう危惧を抱いているわけだと思いますが、私は、やはり地方独立行政法人制度は、ある面、大統領制、地方は、ある面、大統領制、その面でのチェック体制といふものは、これはもう大臣がよく答弁されているように、議院内閣制以上に、大統領制の場合にはやはりチェック体制をさまざまな強化しなきゃいけない。これが、果たして今回の地方独立行政法はできているのかどうか。議会の関与、住民訴訟、こういった点が問題だというふうにまず指摘をしておきたいと思います。

先ほど質問の順番を入れかえまして、文部科学省、お見えでございますので、先に公立大学、先ほど来議論も進んでおりますので、こちからさせたいと思います。順番が変わったことをお許しいただきたいと思います。公立大学については、この設立の許可は、これまで文部科学省といつたことでございましたが、今回、総務大臣というような形に変わってしまったわけでございます。文部大臣と総務大臣の共管ということでございまして、八十八条の立入検査権も、立入検査権というのはかなり厳しいと思うが、それも文部省と総務省に両方認めるわけです。官のコントロールがこれまで以上に強くなる、特に総務省も絡んでくるといったことでござります。

○若松副大臣 公立大学についてのいわゆる官の組織として非常に複雑なものにさせてしまっては、この点はまず総務省、総務大臣ある御質問につきましては、学校教育法に基づく大学の設置認可についてでございますが、教育研究機関としての大学として備えるべき要件を満たしていないか、あるいは副大臣でございますか、お答えいただけますか。

○武正委員 公立大学の設立の認可は、私立大学の場合の学校法人の設立認可に相当するものであるわけであります、この審査につきましては、大学を経営するにふさわしい法人であるかどうかという観点とあわせまして、従来地方公共団体が直営で行つてきました事務を地方公共団体の関与のもとで行わせるにふさわしい法人であるかどうかという観点から行うものでございます。

公立大学法人の認可は、このように公立大学の設置認可と趣旨を異にするものでございまして、公立大学の設置認可と別に行う必要がある、このように総務省としては認識しております。

○武正委員 認可権者の、官のコントロールが強くなるということで、先ほど八十八条、立入検査等も述べたわけでございますが、先ほど同僚委員からお話をあつた評価について話を移したいと思います。

文部科学省、政務官もお見えでございますが、業務実績を評価する機関が、認証評価機関による評価を踏まえるとしつつも、地方独立行政法人評価委員会という、大学教育及び運営に関し余り識見を有しているとは思えない組織が行うことは問題ではないか、あるいは第三者評価の多元性も確保されていないのではないかという指摘があるんですが、いかがでしょうか。

○池坊大臣政務官 公立大学法人に対する評価委員会の評価結果といふのは、社会に公表いたしますし、それから、先ほど委員がおつしやいましたけれども、設立団体の長を通じて議会に報告することとなつております。ですから、これは議会のチェックを得るということです。透明性、公正性をしっかりと担保することができるのでないかというふうに私は考えております。

○武正委員 第三者評価の多元性も確保されていないといふようなことも私は指摘をしておりますが。

今、適任者と、これは人選が大変難しいと思うんですね。これは、国の独法の評価委員もチェックしますと、兼職、いろいろな方がいろいろなところの評価委員を兼ねている、こういった問題点、それから、本当に評価委員会の評価たる発言、そ

に使用されているかどうかの評価がやはり必要でないかと思つております。そしてまた、このようない評価だけでなく、学校でございますから、教育研究の評価というのも大切ではないかと思つております。公立大学法人評価は、このようない評価だけではなくて、地方独立行政法人評価委員会を行うようになつております。

その組織、運営については、設立団体の条例で定めるということとなつております。これを受け、各設立団体においては、厳正かつ適切な評価を確保する上で必要な事項を定め、そして適任者を評価委員として選任するようになつております。適任者ですから、やはり学校教育にも、また経営能力にも、きちんとそれが使われてゐるかを考えることができる人間が評価委員として選ばれるというふうに思つております。

それからまた、先ほど申し上げました教育内容におけることは、これは大学において大きな比重を占めるものでございますから、その特性に配慮いたしまして、やはり専門家が必要だと思います。ですから、認証評価機関といふものに評価を実施においては、これは大学がおつしやいましたように、大学は自律性それから自主性が大切でございます。この中期目標に関しましては、これは、知事がこれをやりなさいと一方的に押しつけるのであります。この公立大学法人の意見を聞いて、その意見に配慮する仕組みとなつておられます。地方独立行政法人法案六十九条並びに七十八条ではそれが担保されているのではないかと思つております。

また、制度の措置だけではなくて、運用においては、学問の自由、大学の自主性、自律性が損なわれることのないよう、設立団体は大学における教育研究の特性を尊重しなければならないという規定もございます。ですから、これを踏まえながら、自治体にとって大変有効な、特色ある創意工夫ができる学校となつていくのではないかと思ひます。今までと違いまして、それぞれの地域の特性あるいは地元の産業に役立つような方々を育成していくことも可能ではないかというふうに考えております。

○武正委員 あらかじめ法人の意見を聞き、配慮

するというのは当たり前のことであります。こういったことも、書いてあるから大丈夫じゃなくて、やはり大学の自主性を損なうという点では大変危惧が多い、そんな法改正だと言わざるを得ません。

さて、产学研連携のため、営利企業の役員兼業が認められているんですが、どうも公立大学の進捗状況が鈍いという指摘があるんですが、この点はどうでしょうか。

○池坊大臣政務官 公立大学教員の兼業に関しては、地方公務員法において、各地方公共団体における任命権者が兼業の許可を行うということとなっています。

平成十三年に文部科学省が公立大学等を設置する地方公共団体に対して実施いたしましたアンケートの結果によりますと、有効回答数四十五団体でございました。その中で、原則許可とする団体が一団体、それから、一定の基準で許可する団体が三十四団体ございまして、八割近くの地方公共団体が、何らかの形で営利企業役員との兼業を許可する仕組みを整備いたしております。

では、何名の人間が兼業をしているのかという細やかな件数は私どもは把握いたしておりませんけれども、現在、TL.O.兼業など、営利企業役員と兼業をしている例もあるというふうに私は聞いております。

ちなみに、参考までに申し上げますと、国立大学教員の役員兼業については、平成十二年四月から、TL.O.兼業、研究成果活用企業役員兼業、監査役兼業を認めるなどの制度整備を順次図つてしております。積極的にこれをやるようになっております。国立大学には申しておりますので、これは、平成十二年九月に三十五件でございましたのが、本年四月には三百二十一件と増加している現状でございます。

ただ、国立大学と公立大学をそのまま当てはめるのはやはり不都合かと思います。国立大学と異なりまして、公立大学の場合は理工系が少なく、看護系とか人文系が多いので、役員とかの兼業が

少ないのだと思いますけれども、どちらにいたしましても、来年四月からは独立行政法人になりますので、また、それぞれの特色ある設置者が兼業なども奨励していくって、活発なそして斬新な空気が入って運営され、また研究活動がされることと思つております。

○武正委員 ありがとうございます。

それでは政務官、どうぞお引き取りください。

さて、第三セクター等研究会の報告からまずスケートしたいと思いますが、第三セクター、二〇一二年度、清算が六十七、うち倒産十九、うち解散四十八、負債が資産を上回る法人五百四十二法人、貸付金残高、商法法人一兆一千七百十五億、民法法人一兆一千六百八十九億円、いわゆる三公社は一兆八千六百九拾億円、損失補償・債務保証契約にかかる残高、商法法人三千六億円、民法法人二兆一千四百六十二億円、三公社七兆九千七百四十五億円というような報告がされております。

この損失補償契約を行った段階で、基本的には限度額の部分を債務としてとらえるべきではないだろうかというふうに考えますが、御所見を伺います。

○若松副大臣 今委員、数字をいろいろと述べられましたが、もう一度要約させていただきますと、平成十四年度に実施した第三セクター等に関する調査、ここで今、損失補償契約の債務残高が、地方三公社が約八兆円ということで、さらに民法法人、商法法人、これが二兆円で、合計十兆円といいます。

ちなみに、参考までに申し上げますと、国立大学教員の役員兼業については、平成十二年四月から、TL.O.兼業、研究成果活用企業役員兼業、監査役兼業を認めるなどの制度整備を順次図つております。積極的にこれをやるようになっております。国立大学には申しておりますので、これは、平成十二年九月に三十五件でございましたのが、本年四月には三百二十一件と増加している現状でございます。

ただ、国立大学と公立大学をそのまま当てはめるのはやはり不都合かと思います。国立大学と異なりまして、公立大学の場合は理工系が少なく、看護系とか人文系が多いので、役員とかの兼業が

少ないので、この損失補償の額も大変大きいと思つております。

○武正委員 ありがとうございます。

それでは政務官、どうぞお引き取りください。

さて、第三セクター等研究会の報告からまずスケートしたいと思いますが、第三セクター、二〇一二年度、清算が六十七、うち倒産十九、うち解散四十八、負債が資産を上回る法人五百四十二法人、貸付金残高、商法法人一兆一千七百十五億、民法法人一兆一千六百八十九億円、いわゆる三公社は一兆八千六百九拾億円、損失補償・債務保証契約にかかる残高、商法法人三千六億円、民法法人二兆一千四百六十二億円、三公社七兆九千七百四十五億円というような報告がされております。

この損失補償契約を行った段階で、基本的には限度額の部分を債務としてとらえるべきではないだろうかというふうに考えますが、御所見を伺います。

○若松副大臣 今委員、数字をいろいろと述べられましたが、もう一度要約させていただきますと、平成十四年度に実施した第三セクター等に関する調査、ここで今、損失補償契約の債務残高が、地方三公社が約八兆円ということで、さらに民法法人、商法法人、これが二兆円で、合計十兆円といいます。

年に一回、公社も議会に報告しているけれども、大した報告も出ないという点では、これはちょっとあわせて聞きますが、情報公開条例の対象にもやけに地方自治法の改正が必要ではないかというふうに考えます。

年に一回、公社も議会に報告しているけれども、大した報告も出ないという点では、これはちょっとあわせて聞きますが、情報公開条例の対象にもやけに地方自治法の改正が必要ではないかといふふうに考えます。

○若松副大臣 まず一点目の、第三セクターの点検評価、今一二・九%。確かに低いと思っております。なぜかというと、やはり今までの行政が予算獲得主義、それに対するいわゆる行政評価による成果主義が実施されていなかった。これを改善するためには、やはり形式基準としては、ぜひともチェック体制を強化してまいりたいと考えております。

二点目の、いわゆる第三セクターの、出資比率五〇%以上の法人をチェックする、これはあくまでもやはり形式基準でありまして、このように民間企業の連結の範囲等や実質基準を採用していることでありまして、五〇%未満も何らかの形でやはり検討すべきではないかと考えております。

いずれにしても、そういうたのも含めながら、第三セクターに係る債務につきまして、地方公共団体の債務となることから、真にやむを得ないものに限るということで、定期的な点検評価をして含まれるものでございます。

○若松副大臣 まず、二〇〇一年度末の土地開発公社事業実績、これは現在調査中でございます。

直近の平成十三年度、二〇〇一年度でございますが、先ほど申し上げました調査結果によりますと、二〇〇一年度末の土地開発公社の土地保有状況は、金額ベースで七兆一千五百六十三億円、そのうち五年以上保有土地は約四兆一千百三十六億

円でございます。

その改善状況ということをございますが、平成十三年度末の土地保有総額は、平成十二年度末に比べて七・三%減少しております。さらに、五年以上土地保有額は〇・一%減少しております。さらには、経営健全化公社の平成十三年度末の土地保有総額につきましては、平成十二年度末に比べまして一〇・六%減少しております。

そういう意味では、わずかながらも改善をしているところでございます。

○武正委員 この資産デフレは解消しなきやいけないんですが、残念ながら土地の段階が下がっている中で総額を言われても、実際なかなかかびんとこないわけでございまして、まして、総額は七・三%減つたけれども、五年以上は〇・一%しか減っていないというのは、五年以上塩漬けがなかなか解消できないということが如実にあらわれているところでございます。

さて、健全化対策を公社から自治体につけ加えにすぎず、その費用に新たな税金を投入することは許されないと批判もあるわけなんですね。この健全化対策、公社から自治体への借金のつかえが背負うよというような指摘があるわけでございます。

さて、きょうは国土交通省、政務官がお見えでございますが、住宅公社が、二〇〇〇年度未借入総額三兆一千五百七十四億円、うち四割は民間金融機関、二〇〇〇年度決算時点で少なくとも二十前後が赤字、こういう記事がある中で、今、公社の廃止を視野に検討中、福島、あるいは神奈川、北海道、そのほか茨城、幾つか出ておりますが、実際、今の現行法でどういった手続で廃止ができるのか。もしできないとすれば法改正が必要と思われますが、お答えをいただけますでしょうか。

こういふうに断定はできかねますので、御承知をおきを願いたいと思います。

○武正委員 検討中でございますが、これがやはり、責任の所在、そして総括、なあなあのうちに借金が結局は地元の県民の負担にかけられるということがないように、厳しくその検討を進めていただきたいと私は思います。

さて、今は、今回の地方独立法には第三セクターについての実施できることは民間で行なわれてまいりましたが、今回の法案では、第三セクター等は対象とされていないやくに説明を伺っておりますが、私の見るところ、第二条を見ても、いや、第三セクターも対象に読み込めるんじゃないかなというふうに思つうんですけども、これはいかがでしようか、副大臣。

○若松副大臣 民間で実施できることは民間で行なわれる、こういった考え方から、この地方独立行政法人制度においては、既存の第三セクターが直接地方独立行政法人へ移行することは想定しておらず、そのため第三セクターの実施する業務を対象として地方独立行政法人に行わせるようになりますが、一たん当該第三セクターについて清算手続を行つて、新たに定款を定めて地方独立行政法人を設立する、このような手続が必要になります。

○武正委員 今後必要なことなどござりますが、先ほど触れたように、健全化計画をつくつておりまでの、スピードアップが図られるべきだといふうに思います。

さて、きょうは国土交通省、政務官がお見えでございますが、住宅公社が、二〇〇〇年度未借入総額三兆一千五百七十四億円、うち四割は民間金融機関、二〇〇〇年度決算時点で少なくとも二十前後が赤字、こういう記事がある中で、今、公社の廃止を視野に検討中、福島、あるいは神奈川、北海道、そのほか茨城、幾つか出ておりますが、実際、今の現行法でどういった手続で廃止ができるのか。もしできないとすれば法改正が必要と思われるが、お答えをいただけますでしょうか。

○武正委員 民でなければと言いながら、民でやつたら失敗した、これが第三セクターなんですね。

やはりある面、公にかかるところを手段がなくして第三セクター、あるいはそれを国が推し進めたさまざまなリゾート法あるいはNTTの資金活用法等で、これはやはり大変反省をしなければならないことだというふうに思います。

さて、今は、さまざま地方自治体も検討を進めていますが、第三セクターの民営化ということで、さまざま地方自治体も検討を進めていますが、第三セクターとして、私は、しなの鉄道のことを挙げさせていただきます。

長野県も債務放棄を認めて、百億円強ですか、今、経営改革評価委員会が、社長さんも、これまで長野県の副知事だった方はお帰りをいた下さいまして、旅行会社のエイチ・アイ・エスから社長を連れてきた。実際、一年半で、これまで年間四億円の赤字が黒字になった。一年半で黒字化した。これは、しなの鉄道ですね。(発言する者あり) 不

規則発言がございましたが、そういうことでございまして、今、実際のところ、上場も目指しているそうです。

実際、例えば松本空港を利用して、ジェット機をそこに集めるようにしようとか、なぜこういうアイデアが出てくるかというと、やはり旅行会社の方が社長になつていているからなんですよ。旅行会社の社長さんですから、どうやつたらお客様を集められるかという視点に立っていますので、この方

が社長になつて鉄道事業をやろうとする。では、まずお客様を呼ぶためのイベントをどうしようか。あるいは、では今度は空港とジョイントしてできるんじやないか。発想がどんどん広がつて、民営化そして上場といったところまで展開をしていくことなんですが、このしおの鉄道の事例、これは総務大臣お聞き及びかと思いますが、このことについて。副大臣ですか。

○若松副大臣 当然やはり、民営は民間経営者がやつた方がいいと思います。その上で、このしな

○片山国務大臣 第三セクターと地方独立行政法人は全然違うんですね。地方独立法人は、地方団体から分離してもいいけれども、民ではダメだというのもなんですね。第三セクターは民ですかね。だから、今言つたように、第三セクターが仮に独立行政法人になりたいのなら、法律の要件に該当した場合ですけれども、それは第三セクターを解散して新しくつくり直す、こういうことになりますので、第三セクター移行なんというこ

の鉄道株式会社につきましては、先ほどのエイチ・

アイ・エス、非常に有能な経営者が入られたといふことで、平成十四年度は開業以来初めて、減価償却前の損益でございますが、黒字を計上したと伺つております。引き続き経営改善に努められ、地域住民の期待にこたえられるなどを総務省としては願つてゐるところでございます。

さらには、今、株式公開という話もありましたが、それは、できれば大変すばらしいな、そのようと考えております。

○武正委員 総務大臣も一言、こういつた、地方

で頑張つて民営化も自指している。そのときに、大体これまで第三セクターは地方の県のOBの方

がそのトップにつくというような形だったんですが、そこに民間の方も引つ張ってきてといったこ

とも踏まえてお答えをいただきたいと思います。

○片山国務大臣 私は岡山県ですけれども、岡山県の倉敷に、チボリ公園というのがあるんですよ。デンマークのコペンハーゲンにあるものの日本版。これが第三セクターでやつたら大赤字なんですよ。それで、二年前に、その前の社長は副知事なんですよ。私もずっと昔に副知事をやつたことがあるので、今、不規則発言がありました。それで、どうしても赤字が多くなる。そこで民間の人を入れたんですね、民間の人を社長にした。そしたら、前年度は、单年度黒字になつたんです。

そういうことで、やはり、第三セクターという敗したケースではつきり責任をとつております。それで、どうしても赤字が多くなる。そこで民間の人を入れたんですね、民間の人を社長にした。そしたら、前年度は、单年度黒字になつたんです。そういうことで、やはり、第三セクターといふのは官と民のいいところを集めようということなんですけれども、官と民の悪いところだけが集まつているようなケースが多いんですよ。だから、それはもうはつきり、民は民にした方がいいし、官でやるなら官でやつた方がいいんですよ。官民なんといって一時はやつましたけれども、私は、もう一遍見直すべき時期にあるなど。

だから、リゾート開発についても、私どもの方の行政評価局では大変厳しい勧告を関係の各省にいたしましたので、今後とも、こういう事例を踏まえながら、やはり民は民としてやつていただく、こういうことを徹底してまいりたいと思っており

ます。

○武正委員 総務大臣、せつかくですので、もう一言お願ひしたいんですが、それを進めてこれらた、はやってこられたのは自民党を中心とする政

府・与党でございまして、この間の同僚委員の御質問でも、やがて参議院の自民党の大幹部にこれからなられていく総務大臣でございますので、この責任の所在、それから総括をやはりきちっと、

落とし前という言葉がいいかどうかわかりませんが、ちゃんとやらないと次につながらないんですね。

ある面、負の遺産を背負いながら、今回、地方独法も頑張つていこうと、何かもう一生懸命、法律の整合性をとろうと努力されているのはわかるんですが、第三セクターあり、地方公営企業あり、あるいは三公社あり、これにまたこの地方独法ということも含めて、何か、継ぎはぎ、継ぎはぎ、問題の先送り先送り。やはりここで、こういつた点での責任の所在、そしてこれまでの総括、官と民の悪いところをやつてしまつたと、これをどういう形で総括するのか、再度御答弁をいただきたいと思います。

○片山国務大臣 それぞの第三セクターが、失敗したケースではつきり責任をとつております。それで、どうしても赤字が多くなる。そこで民間の人を入れたんですね、民間の人を社長にした。そしたら、前年度は、单年度黒字になつたんです。

そういうことで、やはり、第三セクターといふ個人の力は限界があるので、問題を起こして損害が発生したり倒産したり、そういうところはそれも、時代の環境というものもありますから、やはりでありますから、やはり、第三セクターといふのではないかと、この点、副大臣、いかがでしょうか。

○若松副大臣 地方公営企業法第二十一条によりますと、地方公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならぬ、かつ、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎として、地方公営企業の健全な運営を確保することができる、こういうことでありますけれども、総括原価方式、いわゆる原価の積み上げ方式ですね、これをやりますと、どうしても、今委員の恐らく懸念であろういわゆる経営の効率化、こういつたところが反映されないと、いうこともありまして、価格設定方式等の活用もあるところございます。

そういうふうに私は思います。その後とも、公営企業の料金の具体的な算定手法につきましては、基本的には各事業法のもとで決定されていておりますけれども、地方公共団体においては、料金算定の透明性並びに経営のお答えをいただいても、やはり立法府とすれば、行政府をきちとコントロールする意味でも、政権交代可能な二大政党というものは日本の民主主義のために必要なんだと。過去のさまざまな問題点を学習した、学んだというだけで済まされるよ

うな国では、このまま沈没してしまうのではなくかというふうにあえて指摘をしていただきま

す。さて、今、責任はしっかりと第三セクターはとうとういるよというお話をございましたが、これはもう過去、総務委員会での住民訴訟の質疑でもございました、下関の韓国との船の問題を契機として、私は、政府がこれからこういつた第三セクターの責任追及をされるのを恐れて住民訴訟を二段階にしました。まさにそれがこれからあちらこちらで責任問題が出てくるといったことだというふうに思っています。住民訴訟が地方独法などのようなかかわりをしていては、これも後でお聞きをしたいと思

います。

それでは、地方公営企業について参りますが、まず、地方公営企業、総括原価方式から価格設定方式への転換といふことが指摘されておりますが、この点、副大臣、いかがでしょうか。

○高木大臣政務官 まず、鉄道事業に関する運賃の設定、これは規制緩和の流れを受けまして、ま

ず、その上限については国土交通大臣の認可を受ければならない。これは鉄道事業法の第十六条になりますけれども。

その認可に当たりまして、まず鉄道事業の最初の許可、この時点における需要予測を勘案しつつ、運賃設定の認可申請の時点において予測される旅

客輸送人員、またこれをもとに算出された運賃収入等、これが適正価格であるのか、適正利潤の範

圍内におさまっているかどうか等について、申請内容を審査するとともに、ほかの鉄道事業者並行して走っている場合もありますから、そういう運賃設定の認可申請の時点において予測される他の鉄道事業者における運賃の水準等も考慮した上で認可を行つて

効率性の徹底に資するような工夫を講じられるということが望ましいと考えております。そしてもそのための努力をしてまいりたいと決意しております。

○武正委員 まだまだ、この価格設定方式につい

ても、公営企業会計、公営企業については検討中

とすることでございます。

さて、鉄道事業、これは過大な需要を見込み

その需要予測の利用者に達せず、結局、価格設定

を高いものにせざるを得ない、あるいは地方自治体から補助金を追加で投入しなければならない、

こういつたことがあちらこちらで見られるわけ

ござります。この理由として、一つ、無理をした需

題が出てくるといったことだというふうに思

います。住民訴訟が地方独法などのようなかかわりをしていては、これも後でお聞きをしたいと思

います。

それでは、地方公営企業について参りますが、

まず、地方公営企業、総括原価方式から価格設定方式への転換といふことが指摘されておりますが、この点、副大臣、いかがでしょうか。

○若松副大臣 地方公営企業法第二十一条によ

りますと、地方公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならぬ、かつ、能率的な経営のもと

における適正な原価を基礎として、地方公営企業の健全な運営を確保することができる、こういう

ことでありますけれども、総括原価方式、いわゆる原価の積み上げ方式ですね、これをやりますと、やはりいろいろなことをいい学習体験にして今後に生かしていきたい、こういうふうに思つております。

そういうふうに私は思つておりますが、やはりいろいろなことをいい学習体験にして今後に生かしていきたい、こういうふうに思つております。

そういうふうに私は思います。その後とも、公営企業の料金の具体的な算定手法につきましては、基本的には各事業法のもとで決定さ

れておりますけれども、地方公共団体においては、料金算定の透明性並びに経営のおきましては、料金算定の透明性並びに経営の

さらに、その上限を決めた上で、その中におさまる鉄道の運賃については、事業者の自主性、主体性を尊重しつつ、事業活動の一層の効率化、活性化を図るために、認可を受けた上限運賃より低廉な運賃の設定、これは鉄道事業者の個別の判断、経営判断によって自由に設定することは可能となつてきている。

ただ、今御指摘ありましたような最初の予測、この問題についても、例えば武正委員の地元でもあります埼玉高速鉄道、これは、一番最初の許可をするとき、そして認可をするとき、そしてまた実態、この数字が大分違つていて、現実は多々ありました。その上で、理由については、ほかの交通機関からお客さんが移つてくるといふやうの転移が進まないですか、また沿線地域の開発が当初よりおくれたりとか、さまざま要素が考えられると思うんですけれども、このようないい実績を踏まえまして、国交省としても、鉄道事業法に基づく許可等の処分に際して、事業者に対しては、沿線開発等の見通しについても慎重に判断をして、また過去の鉄道の事例を十分に踏まえて需要予測を行つようにしっかりと指導したいと思います。

また、より精度の高い需要予測手法についてもさらずに研究をして、最終的にはその利用者に負担が大きくかられないような、そういうことをしっかりと考へてまいりたいと思います。

○武正委員 これはやはり、事業費というのもまだ軽減が可能ではないかというようなことが指摘されているんですね。全会一致で官製談合防止法案が可決成立しておりますが、まだまだこの法案も改良の余地あり、これは特に公明党さんが与党の中では大変熱心にされたということ私も承知しておりますが、やはりまだ公共事業費は高いのではないかという指摘があるわけです。

これは逆に、総額は変えなくたつていいですよ、でも、例えば二割カットできる、七兆円安くなる、この七兆円を本当にデフレ脱却、資産デフレ解消

のために、あるいはヒートアイランド対策とか、都市部に対してやらなきゃいけないところについてございまして、この鉄道事業も、今、地元のこととを指摘していただきましたが、地元とすればやかえるというようなことが必要なんだと、こういうことなつてきています。

政務官、どうぞお引き取りください。

さて、フランスの水道事業が、自己申告制を導入することによつて原価引き下げを可能にしていました。その点がございました。つまり、原価引き下げが公営事業で可能ではないかという工夫を日本はもつとやるべきではないかという工夫をされています。

また、公営企業管理者、これは独立した存在といふことでございますが、先ほど総務大臣には、しなの鉄道の社長の件でもちょっと御提案しましたが、では、日本の公営企業管理者で民間から採用している例はあるのかどうか。これは可能なんだと思います。

○若松副大臣 まだ、この点、副大臣、いかがでしようか。

さくに、公営企業型地方独立行政法人に対する長期貸付金につきましては、地方公共団体における予算議決を得ることによりまして、公営企業型地方独立行政法人の事業量について地方公共団体との所要の調整を図ることとしておりまして、さらには、このような資金を地方公共団体が転貸債として地方債計画の枠組みのとて安定的に調達して、公営企業型地方独立行政法人に対する安定的な資金供給を行うこととした制度設計でございます。

○武正委員 後で触れます、高い金利のものを借りざるを得ない、こういったことが危惧をされるわけですね。せつかも独立法化というふうにいいながら、独立性といなながら、やはり設立団体以外からの長期借入金を認めないと

いうこととなつております。現在でも、そのような条件が合えば、広く民間から適任者を選任することが可能となつております。

具体的な何件というのは、現在資料を持ち合わせておりますけれども、いざんしても、今後、このような地方公営企業さらには地方独立行政法人、やはり幅広い人材を集めると、このことのための今回の制度改正でもあります、私どもとしては、ぜひともこの適任者を広く求める努力を続けてまいりたいと考えております。

○武正委員 私は、今、日本ではないというふう

に聞いております。これは、もし違つたら後で、この委員会の中で、あるいは私の方に教えていただきたいたいと思います。

さて、設立団体以外からの長期借入金を基本的に禁止した理由は、また、高い金利のものを調達せざるを得ないのでないかというふうに思つてます。

○若松副大臣 今、長期借り入れの御質問ですね。これは、まず、公営企業型地方独立行政法人が行う長期資金を要する事業でございますが、地方団体との密接な連絡調整と協調のもとに運営されなければならない、こういうことになつておりますけれども、また、最終的な財政負担が設立団体に及ぶことが法律で明示されております。したがいまして、設立団体の財政に及ぼす影響が極めて大きいということから、地方公共団体以外からの長期借入金は禁止しております。

○若松副大臣 まず、議会の関与は、この制度設計としては低くしております。なぜかといいますと、あくまでも独立性を持たせた形で公営企業型地方独立行政法人制度があるわけありますので、そのため別法人格として行わせたわけであります。そのため議会の議決を不要、各事業年度の予算につきましては議会の議決を不要にしておりますし、設立団体の事前の関与を極力少なくて、この制度のメリットであります、先ほども評価をいたしましたけれども、経営の彈力性、機動性を確保しているということであります。

しかしながら、設立団体の長の認可する中期目標においては、住民に対して提供するサービスがやはりしっかりと質も高めるものであります。かつて、業務運営の改善、効率、こういったことをしっかりと含まなければならぬ。さらには、料金を含む中期計画に関する認可等につきましても議会の議決を得た上で、これは大事なことです。議決を得たところでありますので、当然議会の議決を得た上で、設立団体の一定の関与を保ちつつ事務を行わせることによりまして、必要な公共サービスを確保するための措置を講じておられます。

○武正委員 先ほど来ちょっとお話ししておりますが、住民訴訟についてはどうでしょうか。これはお答えいただけますか。簡単にお願いします。

○畠中政府参考人 お答えいたします。
住民訴訟の対象になるかどうかという御質問かと思ひますが、住民訴訟制度は、先生御存じのとおり、納税者の権利を擁護するため、納税者の納

は、この長期借入金、さまざまルートから捻出をしていいというふうに思うわけでございます。

さて、議会の関与が大変鈍い今回の地方独立法化、國もそうございます。國も、国会の関与を手放した途端に、いわゆる役員の数が三倍になつてしまつたというような指摘があるわけでございまして、事後チェックといながら実はノーチェックなんではないかというふうに考えるわけでございま

付した公金の適正な管理を担保することを主眼とした制度でございますので、地方公共団体のみに適用されるものでございます。

なお、先ほど言いましたように、地方独立行政法人は住民訴訟制度の対象にはなりませんが、設立団体から地方独立行政法人に対する財政支出につきましては、これまでどおり、現行の住民訴訟制度の対象になるというふうに考えております。

○武正委員 地方独立法は対象外ということとござりますが、今回、これまでの公営企業の借金を負担することになるんですね、この法律では。それは対象になりますか。今、支出は対象だと言いましたが、いわゆる独法化したときにその債務を受けるわけですよね、地方自治体は。この点については訴訟の対象になりますか。どうでしょうか。

○島中政府参考人 お答えいたします。

財政支出については対象になると申し上げましたけれども、法律に基づいて負担するということにつきましては、一種の財政支出ということになりますので、それも対象にならうかというふうに考えております。

○武正委員 先を急ぎますが、今回、公営企業は、七事業に病院事業を加えて八事業としておりますが、公営企業法では十三事業、そしてまた、条例で定める事業も含めて政令で定めることができるふうにしているんですか、いわゆる八事業からの拡大というものは考えておられるかどうか、副大臣。

○若松副大臣 この公営企業型地方独立行政法人でございますが、これは、何といっても効率的な企業経営を期待しているところでございまして、その点で、今おっしゃった八事業につきましては、地方公営企業法におきまして、同法の全部または財務規定等の適用を義務づけるという法律上の位置づけを与えられている事業であるということです、いわば公営企業としての熟度の高い業務といふことに認識しております。そのため、公営企業型地方独立行政法人の対象業務として適当であり、スマートな制度導入の観点からも、当面こ

れらの事業に限り、公営企業型地方独立行政法人とすることができるとしたものということをございます。

さらに、なお、法律の第二十一条におきましては、「その他政令で定める事業」という規定も設けてあります。今後必要と認められる場合には拡充する場合もあるという制度設計になつております。

○武正委員 これが、政令で定めるということで、また拡大をしていくといったところはやはり避けていかなければならぬというふうに考えるわけでございます。これは指摘とさせていただきます。

公営企業が平成十二年度で五十九兆円の借金をしておりますが、公庫からは十六兆円余り、五十兆円のうち実に利率5%以上の借金が十七兆円余りあります。六十兆円のうち三分の一まではいきませんが、三分の一弱がまだ金利5%以上のものを借りているんですね。公庫十六兆円のうちの幾ら五%以上なのかを御答弁いただくとともに、この借りかえがなぜ、若干進んでいてもなかなか進まない、これはやはり、進まなければ結局その負担は地方自治体の住民が負うことになります。この点、副大臣、いかがでしょうか。

○若松副大臣 ただいま地方公営企業が公営企業金融公庫から借り入れている債務残高は、平成十三年度末現在で十七兆九百四十億円、このうち金利5%以上の債務残高が五兆八百六十億円ということで、全体の二九・八%になつております。これらは、地方公共団体が例えば民間金融機関から直接に調達したいわけであります。極めて長期、低利の資金が民間からできない、こんなこともあります。つまり、公庫がいわゆるその肩がわりというか、そういう資金提供をしていたということです。

さらには、長期で安定した資金を地方団体へ供給するという公庫資金の本来的な機能、これは大変やはり今のところ重要なではないかと思つておりますが、やはりこの総務大臣の認可というものが地方独立法が必要だというのは地方分権逆行しているんじゃないですか。これは総務大臣、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 地方団体と別の法人をつくるんですよ、公法人をつくるんですよ。これについては、今までいろいろな立法例を見ましても、やはり何らかの関与があるんですよ。だから一番緩い関与で、総務大臣の認可を、これは都道府県絡みでそれども。政令指定都市と市町村については知事にやつてもらう、こういうことでござります。

しかも、先ほど局長が答弁しましたように、認可の基準をできるだけつきりさせて、しかも法規裁量で認可していく、こういうことでございまして、これは私は法制論としてやむを得ないことだと思っております。

○武正委員 実際進んでいないわけですね。三割が5%以上、まあ今決意をいたしましたけれども、そいつた中で、やはり長期借入金は地方公共団体からしか借りられない。設立団体以外からの長期借入金は認めていないのですから、結局こういった高い金利のところから借りざるを得ないという、これはやはり矛盾しているというふうに思われるを得ません。

ちょっと時間の関係もありますので、統一地方独立法の法案について移りますが、まず評価委員の人選、兼職禁止、結局はお手盛りの評価になってしまつよというようなこと。これは、国の独法の場合は、私はまだ不満ですが、総務省の評議委員会で二重のチェックをしていると。これは地方はないわけですね、これに当たるものがある。これをやはり指摘せざるを得ません。

それから、ちょっと時間の関係で先を急ぎます。前よりも中央の権限が強まっている、これは問題であるというふうに指摘をしておきます。

最後、これは通則法、国の独法の通則法五十四条の四項の規定が地方独立法にはなぜでしょうか。副大臣、お答えいただけますか。いわゆる天り下り禁止の規定が、国の独法にはあるんですが、地方独立法にはないんですね。ですから、地方独立法にはないんですね。ですから、地方独立法からいわゆる関連のところに二年以内とか五年以内とか、あいづた規定が国にはあるのに地方にない、この理由をお答えいただきたいと思います。

○若松副大臣 わたしは、お答えいたしました。

国の独立行政法人の役員につきましては、離職後も再就職に係る法律上の規制が設けられています。これは、國家公務員につきまして、離職後の営利企業への再就職に係る法律上の規制が設けられています。

それでは、地方独立行政法人につきましては、地方公務員につきまして営利企業への再就職に係る法律上の規制が設けられていないことを踏まえ

まして、法律上の規制を設けていない、このよ
うな制度設計にした次第でございます。

○武正委員 今の答弁ではちょっと私も要領を得
ませんので、なぜこの地方の独法はそういった天
下り禁止の規定がないのかとも含めて、第三セクターでは、先ほど触れましたように、五
年以上の土地——何かありますか、副大臣。

○若松副大臣 今、地方公務員がありましたがこれ
も、地方公務員の営利企業への再就職、恐らくこ
の視点も関係ありますので、ちょっとこれを答え
させていただきます。

地方公務員につきましては、国家公務員に比べ
まして、再就職の実態、また退職管理のあり方、
かなり異なっておりまして、御存じのように、中
央の場合に五十三で肩たき、地方の場合には五
十八とか、そういう意味で、地方の場合はやはり
制度設計上うまく回っているのかな、そんなこと
もありまして、地方公務員に対する営利企業へ
の再就職についての規制が設けられていない、こ
ういったことも踏まえまして、先ほどの地方独立
行政法人の制度設計になつた次第でございます。

○武正委員 時間が来ましたので終わらせていた
だきますが、この質疑を通じても、地方独法化の
前に第三セクターと公社、そして公営企業等まだ
まだやるべきことがたくさんあるということを
言つて、質問を終わらせていただきます。

○遠藤委員長 本会議散会後直ちに委員会を開
くこととし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時十八分開議

○遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○樹屋委員 昼からの地方独法の法案の審議、最
初に立たせていただきます。

先日、この委員会で、私も、長い、まあ長くは
ありません、十年の国会議員生活で初めて不規則

発言をして、委員長から発言を許されたわけであ
りまして、それぐらい大事なテーマであったとは
思っておりますが、三位一体の改革は今までに議
論が進んでいるわけでありまして、きょうのマス
コミあたり、報道等を大変に心配をしながら見て
いるわけであります。

ただ、この前発言をするときも私思つたわけで
あります。しかし、ともすると、先週ぐらいからのマス
コミの社説あたりに、税源の奪い合いだけやつて
いるじゃないか、こういう報道が一部に見られた
わけがありますが、こういう方向に引っ張られる
と非常に私は国民に誤解を与えるのではないか
な、こう思つておるわけであります。

三位一体の財政改革を行うについては、財源
の問題に加えて、やはり地方の行政改革をしつか
り進める、こういう観点がこれまであわせて大事
ではないかな、この点をしっかりと我々も認識して
おかないと、我々がそこを大事にしないと、国民
の皆さんに十分な御理解はいただけないのではないか
いか。その上で、やはり三位一体は地方の自治体
が本当に希望を失うことがないように我々も取り
組みを進めたいたい、こう思つておるわけであります。

そういう観点で、地方の行政改革、そのツール
として今回のこの地方独法、これも一つの選択肢
ということで、国にある制度でありますから、地
方にあってもこれは整理をしておいた方がいい、
こういう判断であろうと、私どもも、党内で随分
議論しましたけれども、そんな方向で大体整理が
できたわけであります。

ただ、最初に、先ほどの武正委員の議論を聞
いておりましても、全く我が党でも同じ議論があつ
たわけでありまして、やはり、新しく地方独法を
つくるのに国が、改めて総務大臣が認可をすると
いうことは、何といっても、いかにその必要性が
あるとしても逆行じゃないかという議論が随分あ
りました。皆、それがなかなか腑に落ちなかつた
わけであります。

先ほど大臣は、法制上の論理からこういう整理
をやむなし、こういう御説明をされましたけれど
も、ただ、特に都道府県のそうした地方独法を整
備するときには、何で地方の条例だけでできないの
か。もちろん地方議会も参画するわけであります
から、そういう手法をとり得なかつたということを
聞いて改めて一度、大臣の御説明をいた
だきたいと思います。

○片山国務大臣 先ほども答弁させていただきま
したが、やはり新たに地方団体と並ぶような公法
人を設立するわけですから、これは、勝手にやる
といいますか、県がやる場合に、知事がやるとか
条例でやるとかということはなかなか法制的に説
明ができない。例もない。

こういうことで、例えば今までの土地開発公社
だとか、地方住宅供給公社、地方道路公社、こう
いうものは全部、主務大臣の認可なんですよ。あ
るいは、都道府県単位の、例えば地方開発事業團
だとか、あるいは一部事務組合でもそうですし。
そういう都道府県や政令指定市レベルで新たに法
人をつくる場合には、一段上と言つたらおかしい
ですが、やはり第三者的な国が関与して法人格の
設立を認める、こういうのが今の法制の体系なん
ですね。

ただ、それも恣意的なことはいけませんので、
先ほども答弁しましたように、できるだけ認可の
基準をはつきりさせて、しかも、基準は法令の要
件に合っているかどうか、趣旨や何かでおかしく
ないかということだけを、羈束裁量といいますか、
法規裁量といいますか、いわば自由裁量じゃない、
裁量権は極めて狭い、こういう形の認可をさせて
いただくのは仕方がないかなと。これは法制局
なんかに相談しまして、我々としてはいろいろな
ことも考えたわけですから、今の法制ではこ
ういう形しかないのかな、こういうことで、これ
で我々も百点だ満点だと思っておりません。
しかし、今も言いますように、新しい公法人が
生まれるもののがノータッチというわけにはいかな
い。どこかが認める。そこで必要最小限度の認可
をしますから、認可に伴う認可権者としての立入
調査なんかは必要最小限認めさせていただく。し

かし、それも恣意的にやるなんということはまず
あり得ない、こういうふうに思つております。

○樹屋委員 大臣の法制上の整理、それは私も、
随分考えましたけれども、そうだろう、そういう
ことを理解しなきゃならぬと思うんです。

ただ、そんな法律を何とか変えられぬのかな、
第三セクターの話じゃありませんが、さまざま問題
も多分出てくるわけです。出てくるとこれは必
ず放置できなくなつて、場合によつては、認可権
者の責任ということも当然言われてくるわけで、
立入検査もしなきゃならぬ。こんなことは、これ
はもう地方の責任で全部やるというこの方が本
当につきしていいのではないかという思いを
いまだに私は捨て切れません。捨て切れずに、し
かし、新しいツールを用意するということもこれ
また大事だと思つておりますので、具体的の中身に
入つて行きたいと思います。

今回、対象業務を五分野に整理されているわけ
であります。五番目の公共的な施設について確
認をしておきたいと思います。

公共的な施設というのは、具体的には政令とい
うことになつてますが、地方自治法の公の施設
というのはどんなイメージなのか、全部自由に地
方が考えていいのか。恐らく政令でやりましょう
から、その内容について御説明をいただきたいと
思ひます。

○島中政府参考人 お答えいたします。

先生お尋ねの、公共的な施設と自治法上の公の
施設のイメージはどうかということでござります
が、独法法に言う公共的な施設は、八条の一項に
ござりますとおり、「住民の福祉を増進する目的
をもつてその利用に供するための施設」とされて
おりまして、これは、地方自治法上の公の施設と
同じ概念でございます。

なぜ言葉を違えているのかということです。

ますが、これは設置主体が異なるものでございますから言葉を違えているわけでございまして、公の施設は地方公共団体、それから公共的な施設は独法人と違いますので、設置主体の違いを明らかにするために言葉を違えているわざいります。

○樹屋委員 そこで、政令で定める公共的な施設、これは政令は今から検討だろうと思いますが、現時点では具体的にどのような施設を想定されていられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○畠中政府参考人 お答えを申し上げます。公共的な施設の範囲でございますが、独立の組織に設置管理を行わせるに足るだけの業務量のまとまりがあることが必要ではなかろうかというふうに考えておりまして、現時点においては、独法によるメリットが大きいものと考えられるものとしまして、例えでございますが、国際見本市場施設とか国際会議場、それから国際展示施設などの大規模な施設を想定しているところでございます。

○樹屋委員 これも私は一々政令で定めるということもどうかなと思う。これは地方の議会も絡むわけでありますから、地方の責任においてこれから行政改革を進めるということでいいんじやないか、こう思つてているんですが、まずは地方独法、國も独法を始めてその成果が今徐々に分析をされいるわけでありますから、地方もまず独法化にならうものから、こういうことなんなりましょう。今後、必要に応じて、成果を見ながら臨機応変にその範囲の拡大ということも検討する、そういう必要も出てくるんではないか、私はこう思つてゐるわけであります。

一般の地方自治法の改正で、こうした公共の施設については例の指定管理者制度、これも一つの方法として、地方団体の行革の手法として整理されたものだというふうに私は思つておりますが、今の話では、こっちの地方独法というのやはり独法になじむものをやるということなんでしょうが、この前の指定管理者制度とそれから今回の地

方独法の制度、これは地方自治体としてはどういうふうにその手法を考えていけばいいのか、改めてお考えをお聞きしたいと思います。

○若松副大臣 今、委員御指摘の二つの制度の最大の相違点でございますけれども、指定管理者制度は、公の施設の設置は当然その地方自治体が行うということです、その管理について一定の法人にゆだねる、こういった制度に対しまして、地方独立行政法人制度は、その施設を地方公共団体から分離独立した地方独立行政法人に移管して、その法人の責任により管理を行わせる、こういったことが違いでございます。

また公の施設の指定管理者制度というものは、当該施設の設置の根拠、管理の方法につきましては、施設の設置主体であります地方公共団体の条例に基づいて行うことに対しまして、地方独法制度におきましては、その地方独法みずからがこの事項を定める、こういう違いとなります。

さらには、損害の場合でありますと、指定管理者制度をとる公の施設においては、例えば利用者に損害を与えた場合には当該地方公共団体が責任を負う、こういった相違点もございます。

さらには、公の施設につきましては、今言つたような両制度の違いを考えた上で、個々の地方公共団体において、どちらが適正で効率的で、どちらが得か、こういったことを当然検討していくだいた上での選択、これができるようになっているわけであります。つまり的には、地方独法制度の対象となる施設、いわゆる公営企業または社会福祉事業以外のものにつきましては、政令におきましては指定管理者制度を活用することと私どもは理解しております。

うに考えております。

○樹屋委員 これから大部分の公の施設はまず指定管理者制度を検討していくべく、こういった流れかなと思つております。

もう一つ、五分野の中では社会福祉事業の経営、特養それから保育所、ホームヘルプサービス事業など人手がいるんですね。社会福祉事業の経営、特養それから保育所、ホームヘルプサービス事業など人手がいるわけですが、ここになりますと、ますます私も頭が整理できなくなるんですが、ちょっと質問の順番を変えますが、この分野を地方独法でやるのかなと。

さあもう議論が朝から出ておりますが、もともと行革は、民でできることは民がやるということでありまして、そうした観點からすると、こうした特養とかの施設については、何も独法化せずに、地方独立行政法人なんというようなことをせず、一気に民間に持つていいんじゃないか、私はこう思うわけでありますけれども、その辺どうなんでしょうか。地方独法というのがやはり有効な武器になり得るのかということをちょっと議論させていただきたいと思います。

○若松副大臣 まず、ちょっと数的なものをあわせて御報告させていただきますけれども、平成十三年十月一日現在の全国の保育所ですが、二万二千二百三十一ございまして、そのうち五七%の一萬二千五百七十九施設が地方公共団体の直営、また介護老人福祉施設、いわゆる特養がございますが、これも、全国四千六百五十一施設のうち約六%の二百九十四施設が地方公共団体の直営、こういった状況であります。いずれにしても、保育所が大変多いというのが実態でございます。

それでは、これらを一挙に民営化したらいかがかと委員の御意見でございますけれども、特に社会福祉事業につきましては、社会福祉法人が全國に存在しておりますと、そういう法人が社会福祉事業を実施していることが非常に多い。一方、先ほど申し上げましたような地方公共団体の直営方式、これは、保育所は過半数以上、特養の場合は一部ということでありますけれども、こう

いふたものも数としてはかなりあるということです、特に社会福祉事業分野におきまして、この地方独立行政法人の対象に加えたことは、先ほど申し上げましたように、まだ一部しか活用されていない、今後これを地方独立行政法人で使っていただいて、いわゆる行政の効率化等が図れなかか、こんなことにも貢献するのじゃないかと理解しております。

いずれにいたしましても、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、直ちに今施設を廃止して、そのまま社会福祉法人に移管するということでも困難であるわけでありますけれども、ただ、直営を続けるよりも地方独立行政法人化した方がいいのではないか、これもケース・バイ・ケースで考えられるわけでありますと、そういった判断というのは、やはり地方が、地方自治体が自主的に行うのかな。いずれにしても、その選択を地方政府にやっていただくにしろ、そのような道を選択の道を地方独立行政法人化できるという形で制度設計したことは大変有意義であると思つております。

○樹屋委員 若松副大臣、今、保育所を挙げていただきましてけれども、もうきょうは時間がなくから余り議論できませんが、私、誤解を恐れずにはえて申し上げると、保育の六割ぐらいが公立であるということ、これが実は、社会福祉事業の最前線を改革しようとするときに大変グラウンドがみたいわけでして、ここは何とか手を入れたいといふのは私もずっとこの十年思つてきました。ただ、余り言うと、全国の保育所から袋だたきに遭いますから。保育は大事にしなければいかぬのかといふのは私もずっとこの十年思つてきました。ただ、余り言うと、全国の保育所から袋だたきに遭ますから。期待していいでしょうか。最後ですかね。大臣、ちょっと。大臣、もうちょっと聞いてください。

私は、これはやはり、先ほど出たように、地方独法になじむ分野というものがあるわけで、さつまでも局長からもお話をございましたが、国际会議場などの大規模な施設に限定する方針、こういったこともございまして、大部分の公の施設につきましては指定管理者制度を活用することと私どもは理解しております。

かなか難しいんじゃないかな、こう思つたりする。

ただ、あえて今回この五つの分野の中に入れられたというは、大臣として何か大きな期するものがあるのかどうか。

○片山国務大臣 社会福祉事業に独法を持ち込んだのは、今、直営でやるか、直接地方団体がやるか、あるいは社会福祉法人ですかね、これは民営ですから、だから、その真ん中があつてもいいではないかと。直営の、地方団体がやっているものをすぐ民と言つて、これは反対もあるんですよ、そのものでもない、公そのものでもない。まあダメと言つたらいけませんけれども、いい意味でのダメですよ、私が言つているのは。今までダメと言つたら悪い意味が多いので。いわば直接の地方団体そのものではないけれども、地方団体の身がやるんだということで納得を得られると言つれば、私は、今の直営方式が独法方式の方に変わり得る余地もある。それに、正直言いまして、市町村長さんから一部そういう希望もあるんですけど。だから、そういう意味では選択肢を広げて、真ん中のこういうものがあるということは一つの使い道があるのかな、こういうことでございます。

保育所についてもいろいろ議論がありますよね。官民格差の問題がいろいろ議論されているので、こういうことがいい方向に行くことなら、これは地方団体に選んでいただかなければいけませんけれども、一つの方向かな、こう思つております。

○樹屋委員 今の大臣のお話を聞いて、複雑な気持ちであります。小泉内閣の総務大臣として三位一体改革を行われるお立場であれば、場合によつては官と民の間があつていいという、そんなことはとんでもない、官は全部民だというぐらい御発言になつても、それはそれで大きな議論かなといふ思いもしたのですが、今の答弁をそのまま受けとめさせていただこうと思います。

ありがとうございました。

○遠藤委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党的黄川田徹であります。

本日は、最初に市町村合併問題について質疑をして、そして本題の地方の独立行政法人法案に移つていきたいと思っております。

まずもつて、地方分権の推進あるいはまた高齢社会の進展、行財政改革の必要性等にかんがみまして、市町村の規模や能力の拡大を図り、行財政基盤を強化するという目的のもと、市町村合併について全国的な取り組みが行われております。また反面、小規模町村等の基礎的自治体のあり方に関する議論もこれまで活発になっておるところであります。

そこで最初に、現行の市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる市町村合併特例法の期限は平成十七年三月末でありますけれども、あと二年を切つております。そういう状況にある現在、全国の市町村合併の取り組み状況はどうなつておるのでしょうか。大臣にお尋ねいたしたいと思います。

○片山国務大臣 今、黄川田委員言われますように、特例法は十七年三月ですから、完全に二年を切つておるわけですね。だから、よいよこれからがまた今までそうですが、これからよいよ本番になるな、こう思つております。

今、全国の市町村で法定協議会というのを、これは合併をする場合には義務づけておるんですけどね、これをやつてもらうということを。これが約千三百市町村。それから、任意協定で入れますと一千九百ですよ。ということは、六割を超える市町

こう、こう考えております。

合併は、黄川田委員、十七年の三月で終わるわけじゃないんです。未来までずっと続くんです、まさに思つております。

○黄川田委員 いずれ、現在の三千二百を千程度だということなんでありますけれども、もうも二年後には二千前後にはなるのかなという気もしますし、しかしながら、一万人未満の市町村もまだまだ残るんじゃないのか、そういう気もいたします。

そこで、東日本、西日本で合併の状況もさまざまあるみたいであります。都道府県によって、合併の進捗であります。これは大きな格差が生じるというような気がしておりますが、どうでしょうか。

○片山国務大臣 大ざっぱに言うと西高東低ですね、かなり大ざっぱに言つて。それで、スタートが早いところ、遅いところ、あるんですよ。しかし、問題はゴールのときにどうかということなんですね。

遅いスタートでもぱあっと伸びてくるところもありますし、早いスタートだけれどもなかなかそうはいかぬというところもありますので、いずれにせよ特例法の最後が、終期が一つのゴールですから、できるだけそれまでに与党三党が言われる千を目指して、なかなか千にはなりませんけれども、千を目指して頑張つてまいりたい、こういうふうに思つております。特にスピードが上がつていいところについては事情を聞かせていただきたい、県に促進方をお願いする。

特に、各都道府県に合併のたたき台というパターンをつくつてもらつておりますので、合併の促進プランを、何でも片山プランで恐縮なんですが、これでも片山プランということで経済財政諮問会議にも出させていただきました。これから個別の相談もあれば、県と一緒に、総務省も合併相談センターというのをつくりましたので応じていま

○黄川田委員 大臣から、合併は未来永劫続くん

だという話でありますけれども、この合併特例法の経過措置についてお尋ねいたしたいと思いま

す。法定合併協議会が既に整つていて、そして当該市町村議会で合併の決議がなされ、十七年三月末までにそれに基づき知事に合併申請がなされた場

合、現在の合併特例法がそのまま適用される、私はこう理解しております。

そこで、この平成十七年四月一日以降であります。同様な合併手続がなされた場合に、財政措置は伴わない新たな手続ルールをこれは定めると聞いておりますけれども、その概要はどのようなものでしようか。総務省、お尋ねいたします。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

平成十七年四月一日以降の合併についてのルールがどうなつておるかという御質問だと思います。

その内容といたしましては、今お話しございましたように、現行法のような財政支援措置はどちらの法制につきましては、去る四月三十日に地方制度調査会から中間報告をいただいたところであります。

新しく法律の内容につきましては、地方制度調査会の議論も踏まえまして今後検討していくことになりますが、議員の定数でありますとか在任特例、一部事務組合に関するところの特

別で必要に応じて都道府県が市町村合併に関する規定を策定し、合併に関する勧告やあつせん等により自主的な合併を進めること、また、地域自治

組織を創設することが提言されておりまして、その具体的な内容等につきましては今後さらに検討してまいりたいと考えております。

○黄川田委員

今、地方制度調査会のお話がありましたがけれども、この中間報告が公表されたところであります。

この中間報告を見ますと、基礎的自治体のあり方、大都市のあり方、そして都道府県のあり方にについて、地方分権時代の基礎的自治体を構築すべく、「基礎的自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことがあります。すなわち、「基礎的自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましく、「可能な限り基礎的自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきである。」とあります。

そこで、現行の合併特例法に続く新たな部分に関連いたしまして、幾つか質問していただきたいと思つております。

まず、合併の検討を進めるに当たつて、合併のメリットとあわせて、逆に、合併に当たつて心配な事項として指摘されることといたしまして、合併後の当該市町村の周辺部が寂れることにならないか、各地域の歴史、文化、伝統などが失われることにならないか、こういうことが挙げられております。

このような懸念を解消するためには、合併した後の旧町村の区域における住民の意向を反映するための仕組みづくりもあると考えられますけれども、一般の地制調の中間報告においても、基礎的自治体について、地域自治組織など、踏み込んだ内容となつておりますけれども、これについて総務省、どうお考えでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

地域組織についてのお尋ねであります。

御指摘ございましたように、合併いたしますと、周辺部が寂れる、あるいはその地域の歴史とか文化、伝統が失われるといった漠然とした不安が住民にあることは確かであります。

今回、地方制度調査会の中間報告におきまして

は、合併後の市町村におきまして、今申し上げましたような不安の解消、あるいは住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村単位に地域自治組織を設置する道を開くことが盛り込まれているところであります。

この地域自治組織は、法人格を有しない行政区的なタイプ、または特別地方公共団体とするタイプの二つのタイプが提言されておりまして、その内容の詳細につきましては今後さらに検討が必要であると考えております。

○黄川田委員 お話をとおり、まだまだ検討しなきやいけないところがあるということでありますけれども、この地域自治組織でありますけれども、いずれ、これが十分な機能を果たすものとなるなければ屋上屋を重ねるというようになります。そのため、本当に、住民自治といいますか、住民の声が反映されるような仕組みにならないと私は思つております。

そしてまた、地制調の中間報告によりますと、少子高齢化の進行によりまして、「二〇三〇年に人口五千人未満の市町村が現在の約七百团体から千二百团体近くに増加し」、特に小規模な市町村についてより深刻な影響を与える、「これまでのような職員や財政基盤を維持できない状態に陥ることが予想される。」とあります。

そこで、質問でありますけれども、財政上の事務も得ず合併に至らず、小規模町村として残る場合があります。この小さな小規模町村の中には、独自の文化あるいは歴史、独自の

組織の要件を示すべきという意見もあったと聞きます。そしてまた、自由民主党の地方自治に関するプロセクトチームの検討結果では、人口規模と

して「例えば人口一萬未満」と明記されておるところであります。

私は、あくまでも地方自治の本旨にのつとり、首長あるいは住民の主体的な判断が尊重されなければならないと思っておりますけれども、この小規模町村の取り扱いであります、大臣、たびたびこれ質問しておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○片山国務大臣 今、地方制度調査会でいろいろ議論していただいておりますので、その最終的な御意見を待ちたい、こう思いますけれども、一般論として、合併をして大きくなつたところと、合併をせずに小規模のまま残ったところと、これはもう明らかに行政能力や財政力に差があるわけですから、これを、同じ制度で同じ仕事を同じよう

にやらせるというのは無理なんですね。これはもう差をつけざるを得ないんです。

我々は、できるだけ市町村に仕事をやってもらいたい、市町村にできることは全部市町村、できないことを都道府県、さらにできることを国、こう考えておりますから、そのところはこれからの大いなる議論のあるところだ、こう思います。地方制度調査会は今お話をありましたように、大きくなつた合併の市町村の中に地域自治組織をつくつて一定の仕事をやらせたらどうか、こういうことも言っておりますし、規模が小さいままで残つて、ちゃんとやれないところについては都道府県が補完したらどうか、あるいは、合併について、十七年四月以降、もっと都道府県がいろいろなことでお世話をするというか、勧告するといいますか、あつせんするというのか、そういうことをする機能を強めたらどうか、地方制度調査会で今そういう議論をされておりますので、今言いましたようにその結論を待ちながら、我々として、

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

現在の合併特例法におきまして、合併特例法の御指摘のとおり、今回の地方制度調査会の中間報告におきましては、勧告でありますとか、あつせんでありますとか、包括的な基礎的自治体を形成すべきことを勧告することができる等々の規定が置かれているところでありまして、これが都道府県知事の権限が強くなることにならないかといふお尋ねであります。

十六条の二」という規定がございますが、合併協議会設置の都道府県知事の勧告に関する手続が規定されておりますし、また、地方自治法は第八条の二におきまして、一定の条件ではございますが、合併についての勧告はできることとされております。

そこで、質問でありますけれども、

アイデンティティーを持つているところにあって、アインティイティがまた地理的の条件等によりまして、や

うございます。しかし、小さくてできないことをや

らせてもしようがないので、できることはやつておません。しかし、小さくてできないことをやつておません。しかし、小さくてできないことをやつておません。しかし、小さくてできないことをやつておません。しかし、小さくてできないことをやつておません。しかし、小さくてできないことをやつておません。しかし、小さくてできないことをやつておません。しかし、小さくてできないことをやつておません。

十分関係者の御意見を聞きながら対応してまいりたいと思つております。

○黄川田委員 合併に係る都道府県と市町村との関係なんでありますけれども、先ほど総務省の方から、そしてまた今大臣から、地制調の中間報告においては、新たな法律によりまして、必要に応じて都道府県が市町村合併に関する構想を策定し、合併に関する知事の勧告等により自主的な合併を進めるとあります。

そこで、重ねての質問でありますけれども、現行の特例法と比べまして都道府県知事の権限、これは強まるわけであります。小規模自治体の主権的選択権を弱めることにならないか危惧するわけでありますけれども、総務省の見解、改めてお聞かせください。

○伊藤政府参考人 お受けた市町村が直ちに合併をしなければならないというのではないと考えられますが、その具具体的な法的効果等々につきましては、今後さらには地方制度調査会等々で論議がなされるものと考

うな措置を講ずるわけでありますので、この自主的な合併がさらに進むように、都道府県においてさらに積極的な取り組みを行うことが、一般論ではございますが、必要と考えております。

○黄川田委員 それでは次に、公務員制度改革について、一点だけお尋ねいたしたいと思います。この公務員制度改革につきまして、私、たびたび本委員会においても、ILOとの関係あるいはまた採用試験の問題、公務員の人事管理の中立性の問題、天下りの問題等取り上げまして、そしてまた、公務員制度改革の検討に当たってはやはりオーブンな議論が必要であるということをたびたび主張してまいりました。

また、一般の個人情報の保護に関する特別委員会におきまして、小泉総理に対して、組合との協議がまとまらない中で法案の閣議決定を強行すれば大混乱になる、これまでの経過を踏まえて、どのように公務員制度改革を進めていくかという旨の質問をいたしました。総理からは、国家公務員法の改正案を検討するに当たりましては、今御指摘のように、関係者と十分協議しながら進めたいと思いますと御答弁をいただきました。これまでの私の質問に対して政府側からさまざま答弁をいただきましたが、この総理の答弁、私は責任ある答弁だと思っております。そこで、大臣にお尋ねいたいと思います。本日、六月三日からジュネーブでILO総会が開催されることになります。昨年の総会でも我が国の公務員制度改革が取り上げられまして、関係者と十分協議することを求める議長集約が行われ、次いで、十一月の結社の自由委員会では、政府は、その表明した公務員の労働基本権に対する現行の制約を維持するとの考え方再考すべきである、すべての関係者と十分率直かつ有意義な協議が速やかに行われるよう強く勧告することができます。これまで政府は、公務員制度改革について、組合との協議は何回も行つていると答弁されており

ますけれども、私の耳にするところでは、実質的な協議は全く進んでいないとのことであります。それゆえにこそ、ILOからこういう厳しい指摘が行われておるわけであります。

今回の総会でも公務員制度改革を取り上げられることになると思いますけれども、その場合、日本政府は総会の場でどのように対応されるおつもりか、大臣からお聞きしたいと思います。

○片山国務大臣 今お話をありました、本日から十九日までILO総会がジュネーブで行われてゐる。そこで、この総会の附属委員会ですね、条例勧告適用委員会がどういう審査をするのか、個別審査案件として日本の公務員制度改革案件が取り上げられるか否かは今の段階では決まっておりません。仮に個別審査として取り上げられるような場合には、今、政府代表陣がジュネーブに入っておりますから、私どもの総務省からも何人か連絡をとりながら、各省庁協力しまして、ILOに対する我が国の見解をわかつていただくよう努力をしたい、こう考えております。

今、黄川田委員からお話をありましたような、職員団体の代表の皆さんとは私も会つておりますし、総理や官房長官も会つておりますが、メーンは公務員制度改革担当大臣、特命大臣がおりますので、特命大臣を中心にさらに議論を重ねてまいりたい、意思疎通を図つてまいりたい、こういうふうに思つております。

○黄川田委員 労働側との話し合いも、新聞によりますと、あす四日からですか、組合と正式協議をするというようなことも耳にしておりますので、しっかりととした取り組みをお願いしておきたいた、國の状況を検証した後でもよかつたのではないかと私は思つておりますけれども、大臣の見解をお尋ねいたします。——では、副大臣、お願いします。

〔委員長退席、佐藤(勉)委員長代理着席〕
○若松副大臣 まず、国の独立行政法人ですが、いわゆるエージェンシー等の議論もございまして、國とは別の法人格を有する独立行政法人、これを創設いたしまして、國の事前規制を最小限に

検討するにとされたところであります。國の独立行政法人につきましては、現在、地方公共団体が直接行つている事務事業のうち、一定のものについて地方公共団体とは別の法人格を有する法人を創設して、透明で自律的、彈力的な運営を行わせることがあります。また、国立大学の独立行政法人化法案が、衆議院で通りましたけれども、今、国会、まあ参議院で議論が交わされている途上であります。その結果が公立大学のあり方にも大きな影響を与えるものと私は思つております。

また、最近の新聞報道によりますと、全国の四十七都道府県が二〇〇二年度に実施した外部監査の結果が明らかになつたところであります。幾つかの都道府県の住宅供給公社あるいは道路公社、公立病院、社会福祉施設などについて、事業計画やあるいはまたコスト管理の甘さが指摘されまして、廃止を含めて検討を求める意見が多いと報道しております。

御案内のとおり、包括監査制度は、平成九年度、地方自治法の改正の折に導入されまして、私も当委員会で、外部監査制度のあり方を過去において指摘したところであります。

そこで、これらの状況をさまざま勘案してみますと、この地方独立行政法人化法案の提出は、タイミングとして早過ぎるのではないか、そしてまた、國の状況を検証した後でもよかつたのではないかと私は思つておりますけれども、大臣の見解をお尋ねいたします。——では、副大臣、お願いします。

〔委員長退席、佐藤(勉)委員長代理着席〕
○若松副大臣 まず、國の独立行政法人ですが、いわゆるエージェンシー等の議論もございまして、國とは別の法人格を有する独立行政法人、これを創設いたしまして、國の事前規制を最小限に

地方独立行政法人につきましては、現在、地方公共団体が直接行つている事務事業のうち、一定のものについて地方公共団体とは別の法人格を有する法人を創設して、透明で自律的、彈力的な運営を行わせることとするものであります。國の独立行政法人と趣旨または目的を同じくするものと考えております。

個々の事務事業を地方独立行政法人化するかにつきましては、これは各地方公共団体が選択でき、機動的かつ戦略的に対応するための新しい選択肢を付与するということで、大変意義が大きいものであると考えております。

いずれにいたしましても、これまでの閣議決定におりまして、政府としても平成十五年度中の制度創設の方針を明らかにしておりまして、その流れにのつとりまして、今回、準備を完了いたしました、やはり現状の分析といいますか、大臣も先ほど、リゾート法関連で、国土交通省の仕事に対する政策評価、しっかりとしつかりしたけれども、とんでもない話だと思います。そういうふうな分析、これが大事だということをお話ししているでしょうか。第三セクターであれ、あるいはまた公営企業の経営実態、まずこれをきつちりとやはりとらまえて分析し、そして、本当に地方の自立のための仕組みをつくることが私は大事だと思っております。

○黄川田委員 お話をいたしましたけれども、國の特殊法人等々の独立行政法人化、それと並んでの地方の独立行政法人化ということである前に、やはり現状の分析といいますか、大臣も先ほど、リゾート法関連で、国土交通省の仕事に対する政策評価、しっかりとしつかりしたけれども、とんでもない話だと思います。そういうふうな分析、これが大事だということをお話ししているでしょうか。

本法案では、業務範囲として、試験研究機関、あるいはまた公立大学、水道事業等の公営企業、そしてまた社会福祉事業等、多くの範囲の公営企業、公営事業が規定されております。そして、國の独立行政法人法は、通則法のもとに個別法で構成されております。地方公共団体においては國の

ような細分化は意味がないと思いますけれども、少なくとも公立大学あるいは公営企業など類型いたしまして、個別法として構成すべきと考えるわけでありますけれども、大臣の見解はいかがでしょうか。副大臣ですか、お願いいたします。

○若松副大臣 今回のこの法律でございますが、地方独立行政法人を創設するということで、地方公共団体におきましてこの制度を導入する上で、あくまでも枠組み法であります。

御存じのように、地方公共団体は大変数が多く、

その対象となる地方独立行政法人もあるということです。

そこで、私どもは枠組み法という形をとらせていただきまして、公立大学法人、公営企業型法人を含め、一体として立案して、必要に応じて特例規定を設けた、このような制度設計にしたところでござります。

その結果、地方独立行政法人の対象業務といった

しまして、いわゆる国の独法等も参考にいたしましたが、五つ、これは二十二条にも規定しております。

がら、五つ、これは二十一条にも規定しておりますが、一つとして試験研究、二つ目が大学の設置

管理、三つ目が公営企業に相当する事業の経営、四つ目が社会福祉事業の経営、五つ目に、その他

の公共的な施設で政令で定めるものの設置管理、

こういった定めにさせていただいております。

いずれにいたしましても、今回の法案によりまして、人事管理、財務会計による基本的な、共通

の制度設計ルールを適用しているところでござります。

そこで、御指摘の大学並びに公営企業につきましても、独立行政法人化の目的または法人の性格、

これは基本的にはほかの事務事業と変わることころではないわけでありまして、設立手続、業務の運営

方法等、法人の根幹的な部分につきましては、すべての地方独立行政法人に共通の仕組みとしているところと認識しております。

その上で、大学の設置管理につきましては、公立大学における教育研究の特性に配慮するとともに、いわゆる学問の自由に由来する大学の自治を確保する、また公営企業に相当する事業の経営に

つきましては、料金収入による独立採算制を原則とする、こんな形でそれぞれ特別規定を設けて必要な措置を講じているところでございます。

なお、国立大学法人法案でございますが、これは、設置される国立大学法人を具体的に掲げております。

○若松副大臣 つづいて、さらには法人内部の組織の編成、運営につきまして詳細な規定を置いておりまして、单なる枠組み法にとどまらない、そういった切り口でのいわゆる包括的な法律となつておりますが、これは国が国立大学の設置者としての立場に立つことによるものと認識しております。せひとも委員の御理解を賜りたいと思っております。

○黄川田委員 時間も残り少くなりましたので、引き続き質問させていただきます。

本法案でありますけれども、独法化を図ることによりまして、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的としておりますけれども、目的の意味がよくわからないところもあります。

今回の独法化によりまして、どこまで真の地方分権改革に貢献できるかと考えられるのか、また、地方公務員型の特定地方独立行政法人とそれ以外の一般的な施設で政令で定めるべきとの基準についてのお尋ねでございますが、特定地方独立行政法人は、地方独立行政法人のうち、その業務の停滞が住民の生活 地域社会もしくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、その役職員に地方公務員の身分を付する必要があるものという基準と、もう一つ、業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるたため、その役職員に地方公務員の身分を付する必要があるものという基準と、もう一つ、業務運営における役職員は地方公務員ということにされまして、公務員関係の法令が適用されるわけでございますが、それ以外の一般地方独立行政法人の役職員につきましては、地方公務員ではなく、民間の勤労者と同様の労働関係に服するという点が主たる違いであろうかと思います。

そこで、最初に、国立、私立、公立大学、特に公立大学の重要性を踏まえまして、高等教育の方について文科省の見解をお尋ねいたします。

○遠藤政府参考人 我が国の大制度は、国公立大学がそれぞれの役割を分担しながら、教育研究水準の向上と、全体としての多様かつ特色ある発展を遂げてきたところに大きな特色があるわけでございます。

そこで、最初に、国立、私立、公立大学、特に公立大学の重要性を踏まえまして、高等教育の方について文科省の見解をお尋ねいたします。

○遠藤政府参考人 我が国の大制度は、国公立大学がそれぞれの役割を分担しながら、教育研究水準の向上と、全体としての多様かつ特色ある発展を遂げてきたところに大きな特色があるわけでございます。

そこで、最初に、国立、私立、公立大学、特に公立大学につきましては、大学として人材を育て、学術研究を進めることはもちろんでございますが、地方公共団体がその責任において設置管理するという性格上、地域における高等教育機会の

提供と、地域社会での知的、文化的拠点としての中心的役割を担つてきておりまして、今後とも、それぞの地域における社会・経済、文化の発展への貢献が期待されているものと認識をしております。

○黄川田委員 文科省から大学の意義といいますか、お話をいただきました。この公立大学でありますけれども、国立大学や私立大学と同様、高等

教育機関であり、そしてまた、地方の特殊性を勘案しながらも、教育と学術研究を行うことが第一の目的であると思つております。しかしながら、公立大学が、独法化によりまして經營に時間と手間をとられ、教育、学術研究がおろそかになるのではないかと心配するところもあるわけあります。

そこで、時間がありませんので、最後の質問であります。
多面的機能を有する公立大学の独法化を図るのはどのような意義がまずあるのか。そしてまた、仮に独法化を行うとしても、今の国立大学の独法化の経緯をよく見据えて、その必要性を十分に確認してから個別法として扱う方がよいと私は思つておきたいと思います。

〔佐藤勉委員長代理退席、委員長着席〕

○片山国務大臣 公立大学の重要性は、今も文部科学省の方から答弁がありましたけれども、私も必要だと思います。

本来、大学というのは国の仕事なんですね。ただし、地方団体は、もちろん、それだけの必要があり、力があるところはつくつてもいい、こういうことでございまして、また、公立大学は、私立と並んでやはり大きな役割を果たしてもらわなきやいかぬ、こう思つておりますが、今、国立大学、私立大学は、競争的環境というと言葉が悪いですけれども、そういう意味で、かなり自律的、弾力的な経営をやつてもらう、いろいろなことができるようにしよう、こういうことで今、大学法のものがやらないでもいい、しかし民営化にはな人制度が議論されているわけですね。

そういう中で公立大学だけが今までと同じだとや私立と同じような競争的環境の中に置くといふことは私は必要じやないか、こう思つております。ただ、それだけども、選択肢をもう一つふやす、国立や私立と同じような競争的環境の中に置くといふことは私は必要じやないか、こう思つております。
さて、そういうことが今回のこの制度の一つの意味なんですよ。

ただ、國の場合と違うのは、國は事細かにいろいろなことを書いていますよ、あの法案で。ただ、こつちの方はできるだけ地方に任せます。ただ、今は言われましたように、教育や学術研究については十分な配慮をしろ、そこは頼みますよということを法律に書いておりまして、残りは定款等で、できるだけ地方自身で決めてもらう、こういうことがあります。

そういう意味では、地方の場合にも、地方の場合にはこれは大統領制ですから、國と少し違うので、議会の関与を基本的なことは幾つか決めておられますけれども、それ以外は余り関与してもらわないようにしよう。もともとそういう制度なんですよ。

いというところはぜひこの制度を使つてもらいたい、こういうふうに思つております。
○黄川田委員 大臣から 地方の独立行政法人法ですが、これはあくまでも強制ではない、各自治体が選択すればいいんだ、その幅を広げたという話でありますけれども、どうも、そういうことでおきたいと思います。

あれば余り大した法律ではないのかなというような逆な感じもいたしました。
最後であります。ありがとうございます。

○春名委員 日本共産党の春名真章でございます。

本法律案は、住民の代表機関である議会の関与が極めて限定的です。今、地方分権の推進はだれもが否定できない、そういう流れであります。そのためには、住民の代表機関である議会の活動はこれからもつとっと拡充強化しなければならないと思います。その点から見ますと、本法案は地方分権の流れと逆行するものではないでしようか。その点、どういう御見解でしょうか。

○片山国務大臣 この制度は、國の場合も同じなんですが、できるだけ國そのものが、地方団体そのものがやらないでもいい、しかし民営化にはな

かなかなどない、こういうものについて自律的、彈力的なやり方ができるようになら、できるだけフリー・ハンドを与えよう。こういう制度なんですね。したがつて、國の場合も、國会や役所の関与は極めて限定的なんですよ。チエックは事後の評価なんですよ。だから、評価委員会をつくりまして、第三者機関の評価委員会でやってもらいうまでも、これが、対象になつているところは、こういうことでござります。

そういう意味では、地方の場合にも、地方の場合にはこれは大統領制ですから、國と少し違うので、議会の関与を基本的なことは幾つか決めておられますけれども、それ以外は余り関与してもらわないようにしよう。もともとそういう制度なんですよ。

できるだけ議会や何かの関与を少なくしよう、こういうことなんですが、國の場合と違うのは、例えば定款の策定や変更だとか、中期目標の策定及び変更だとか、法人の業務運営上重要な事項については議会が関与する、議会の議決が必要る、これはむしろ國よりはずつとそういう意思決定機関、議決機関の関与を認めていくわけでありまして、そこが難しいんですよ。自律的、彈力的な運営と議会の関与。そこで、いろいろ地方六団体特に議会側の、議会の関係の団体の意見を聞いて我々が調整した結果がこういうところで、皆さんが合意した、こういうことあります。

○春名委員 国と地方というのは制度上大きな違ひがありますして、先ほど大臣言われたとおり、大統領制と議院内閣制の違いといふことで、大臣自身もこの委員会でもよく答弁されているように、地方の議会と首長というのは車の両輪であつて、チェック・アンド・バランスが非常に大事なんだという指摘をされてるわけですね。ですから、國の制度がこうなつて、地方も同じ制度を導入するというふうにはならないし、そういう角度から見たときに、國よりは関与ができる、それが、そういうことがあつたら、地方議会が住民の代表なんだから、そこでいろいろなことを決める権限は全部残つてあるわけですから、私は、そういう意味で今委員が言われるような御心配はないし、何度も言いますけれども、基本的に選択肢を一つふやしているだけで、そのところはぜひ御理解を賜りたいと思います。

○春名委員 午前中からその答弁を繰り返しておられるんだが、制度を導入するのは國なんですよ。そのあ

なた方が導入する根本の思想と考え方を私は聞いてるんですよ。地方分権に反するんじゃないか、そういう認識はないのかというのを聞いておるわけですね。だから、自治体が決めるからそれで構いません、私たちは責任はない、そういう話にはならないわけです。

具体的に聞きます。

地方自治法九十八条、検閲、検査、監査の請求が議会ができます。百条、調査権、こういう権限が明記されています。なぜ、こういう権限が地方議会に明記されているか。それは、地方公共団体の事務すべてをこういう権限の対象にしているわけですが、その事務が公共性があるがゆえに、それが公正に実施されているかどうかを住民の代表である議会がきっちりチェックする、そのことは必要不可欠だからです。そういう趣旨で、地方自治法でそういう権限が明記されているわけです。

○片山国務大臣 地方分権というのは自己決定、自己責任なんですよ。自己決定の範囲を拡大しているんですよ。その結果については自分で責任をとつてもらうんです。地方自治というのは基本的にはそういうことなんですよ。

そこで、今回の制度を入れたことが地方分権の逆行なんかじゃないですよ。我々は地方分権の拡大だと思ってる。地方団体がこれを自主的に選択して、この事業はこういうことでやらせたい、それで効率を上げて住民の皆さんに対するサービスを向上しようというのは大変な地方分権じやないですか。

○春名委員 話のすりかえでありまして、制度を入れることではなくて、制度設計そのものの問題点を私は指摘しているんです。そのことを聞いてるんですよ。議会の関与をあえて少なくするようなら、そういう制度設計を地方分権の時代にどうして入れるのかと。それをあなた方が入れるんで

すから、そのところを答えてもらわないと困るわけです。

先ほど言いましたように、二〇〇一年一月の一

十七日、武正委員への総務大臣の答弁では、国の場合には議院内閣制だけども、地方の場合は大統領制でございますから、やはり執行機関、首長さんと議決機関の議会は車の両輪であって、やはりチエック・アンド・バランスの機能が非常に大事なんだということを言っておられるわけで、そういう角度から本当に検討されたのかということを私は聞いているわけです。

もう一点聞きますが、総務省は九九年の五月の二十日に、先ほども議論になつてましたが、第三セクターに関する指針を発表されておられます。その中の第一の項目の中に「設立に当たつての留意事項」がありまして、その四で「議会への示等」という項目が示されています。

皆さんが出したもので、こういう項目を載せておられる趣旨はどういうことですか。

○林政府参考人 お答えを申し上げます。

第三セクターは、地方公共団体が出捐または出資して設立された民法法人、商法法人であります

て、地方自治法によりまして、その出資割合が五〇%以上の場合にあつては議会への経営状況の報告が義務づけられているところでござります。

しかししながら、第三セクターは、地方団体からの出資のほか、運営費に対する助成、さらには損失補償などの公的支援等を受けているものも多く見られるところでございまして、したがいまして、いやしくもこうした公的支援を受けている以上、その透明性を高め、公正性を確保することが重要である、こういうふうに考えられまして、地方自

治法で議会報告が義務づけられた第三セクター以外の場合におきましても、必要に応じて経営状況や費用対効果等につきまして適切に議会に説明し、地域住民等への情報の開示を行うこととしてお

て検討すべきことを要請いたしたところでございました。

○春名委員 第三セクターは、今おっしゃったところは、民間の発想や活力を導入しながら推進しようと、そのため議会や住民のチェックをできるだけ少なくして、弹力的に運営できるシステムといふことで導入されてやつてきたわけですね。

その結果がどうなつたかということが、もう冷感な事実で明らかになつてはいるわけですね。シーガイアを始めとした多くの第三セクターが巨大な赤字を生み出して、破綻も多数に上つていて、先ほど武正委員もおっしゃいましたが、ことしの三月二十七日の最新の調査でも、商法法人の赤字法人割合は三五・八%、民法法人の場合は三四・四%、損失補償契約に係る債務残高は十兆円、自治体財政を圧迫する重大な事態が進んでいると。

平成十一年にこういう指針を出したけれども、今調査したものでもまだこんな事態が続いている。だから情報公開や住民の監視や議会の関与を強めなければこんな事態がまた起つてしまふというのに、あなた方は出しているわけでしょう。

どうしてこの教訓から今学ばないのか、なぜこれに逆行するような制度設計を導入するのかということが問われているんじゃないですか。大臣、いかがですか。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

先ほど先生、議会のチェック等を緩めたことが第三セクター破綻の一因になつてゐるんじゃないかという御指摘でございますが、私どもはそのようには承知しておりません。

ただ、第三セクター等の一部について、先生御

指摘のように、経営内容の不透明さとか責任体制の不明確さといった問題点が指摘されていることは事実でございます。

地方独立行政法人制度は、法人の責任体制を明確にするという観点から、設立団体を含む地方公共団体の職員就任を禁するなど、自律的、弾力的な運営を行わせることとしております。また、適切な事後評価と見直しを行うこととしてお

りまして、業務の効率性とか質の向上や透明性の確保を図ることをねらいとするものでありまして、一部の第三セクター等のあり方に係る議論も念頭に置いたものでございます。

先ほども大臣が御答弁申し上げましたように、中期目標の設定とか料金の上限設定等、重要なものにつきましては議会の議決を要することとしておりまます。そこで、議論してもらうということで、一定の重要な事項につきましては議会が関与する仕組みとしているところでございます。

○春名委員 議会のチェックが弱かつたのが要因ではないなんておっしゃるけれども、それならば何でこういう通達を出すんですかと言つてある。全部が全部、議会のチェックが弱かつたとか住民の監視が弱かつた、一〇〇%そうだとは儀も言いません。いろいろな問題があるでしょう。しかし、その一つの要因にこういう住民の監視、議会のチェックの弱さがあつたために、それを強化すべきだという方針を出しているんでしょう、あなた方は違いますか。

そこで、この議会や住民への情報公開の中でのこの平成十一年に出した通達は、出資比率が五〇%以上である第三セクターに対しては、経営状況の議会への報告義務があるけれども、これらの場合以外でも、もっと定期的に議会に経営状況を説明しなきゃいけないという提案をしているんですよ。あなたの方があなたの方が。

翻つて、この法案を見たらどうですか。独立行政法人は、自治体が資本金の五〇%以上出資するんでしよう。一方では、五〇%以下の第三セクターだつてもと監視の目を光らせなきやいけないと言つておきながら、新たにこれからつくろうとしている制度設計の独立行政法人は、自治体が資本金の五〇%以上を出資するのに議会の関与は弱める、あべこべじゃないですか。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

弱める弱ると先生おっしゃっておられます。が、私どもは、先ほど大臣も御答弁されたように、事前チェックから事後チェックという観点から、重要なものにつきましては議会の関与を認めて、あとは自律的、彈力的、透明な手法でできるだけ自主的にやつていただき。そして事後チェックですね、事後チェックにつきましてはしっかりとやるということで、先ほど私も御答弁申し上げましたように、評価結果を議会に報告し、その御議論の対象にするということでおざいまして、決して一律に議会のチェックを弱めているというふうには考えておりません。

○春名委員いや、違いますって、弱まっているんですって。そういう制度設計していると言つてあるじやないですか、議会の関与は弱めるんだいふて言つたじやないですか。副大臣がさつき。それがいいんかというて聞いておるんですよ、私は。議会は何をするか、私も読み込みましたけれども、議会がやることは料金の上限、中期目標、解散の議決程度じゃないですか。確かに弱めたんだだから自律性、自由度を高めるんだ、そういう設計を導入するんだと言つておられますよ。何か強くなっているみたいな方はやめてください。それは違うんですよ。だから、私は、そういう制度設計を、今この第三セクターの教訓から学んで、導入するので本当にいいのかという、そのことを私、今問うているんじゃないですか。

住民の監視についておきます。

法案では、三条、情報公開の中で、「業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならぬ」ということで、情報公開について的一般的努力義務規定が書いてあります。この法案では、住民の情報公開請求にどうこたえることになつているんでしようか。自治体の情報公開条例の適用はされるんでしようか。この点お答えください。

○島中政府参考人 地方独立行政法人の情報公開についてのお尋ねでございますが、地方独立行政

法人制度の柱の一つとして、業務とか財務、計画、評価結果等につきまして積極的に公表することがあります。おののの地方独立行政法人が、制度の趣旨にのつとりまして、情報公開について特に意を用いるべきことは当然のことといたすふうに考えております。

その上で、各設立団体が独自の情報公開条例を新たに定める、または既存の情報公開条例を改正し、地方独立行政法人を情報公開実施機関に加えるといった手法により対応すべきものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、地方独立行政法人の情報公開制度につきましては、各設立団体において適切に対応すべきものというふうに考えておりまして、この点につきましては、施行通知等を通じまして地方公共団体に助言等をしてまいる考えでござります。

○春名委員 情報公開をきちっとすべての業務にわたつてやるというのであれば、一般的努力義務規定じゃなくて、法案の中に地方分権の流れを規定も入れて、そのことを明確にするというぐらいやつたらどうですか。

住民監査請求、これはできない、当然、住民訴訟も対象にならない、お金を出したところのその

部分については監査請求になる、当たり前のことを、そんなものは。その中の業務の中身は監査請求の対象にはならない、ということになつてゐるわけでしよう、この制度は。だから、一事が万事、住民の監視についておきます。

法案では、三条、情報公開の中で、「業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならぬ」ということで、情報公開について的一般的努力義務規定が書いてあります。この法案では、住民の情報公開請求にどうこたえることになつているんでしようか。自治体の情報公開条例の適用はされるんでしようか。この点お答えください。

○島中政府参考人 地方独立行政法人の情報公開についてのお尋ねでございますが、地方独立行政

で議会の関与を弱めるようなものを導入していくのかということを正面から今聞いよるわけです。私はやはり、憲法で保障された住民自治団体自治を形骸化しかねないこういう制度は再考していただきたい。

それで、公立病院のことをもう少し詳しく聞いてみたいと思います。

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定など

の公共上の見地から、その地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業の典型として、自治体が運営している公立病院があると私は考えます。この公立病院、自治体病院の担つてい

る責任、また存在意義を総務大臣はどう今御認識されているか、どうぞ。

○片山国務大臣 春名委員、あなたの言う地方分権は、大変狭い地方分権ですよ。地方分権といふのはいろいろあるんですよ。こういう制度をつくられるのも地方分権なんですよ。議会の関与さえあればいいと、それはあつた方がいいですよ。しかし、この制度はそういう制度なんですよ、弾力的、自

律的にやる、事後評価でやる、議会の関与は必要最小限度にすると。国の場合はないんですから。必要最小限度でも関与するということは、議会側とも十分調整した上の話です。

自分の考えだけに合つたものが常に正しくて、ほかのものは全部だめだというんじゃおかしいので、こういう制度を使つたければ使えばいいんですよ。使いたくなくて今までやりたければやればいいので、それが地方自治なんですよ。自分で決めて自分で責任を持つ、そういう制度というふうにぜひ御理解を賜りたい、こういうふうに思ひます。

それから、自治体病院の果たす役割でございま

さつき若松副大臣はおっしゃつたけれども、総務省の研究会の報告の中でも、地方独立行政法人について、設立団体たる地方公共団体の議会による詳細な事前関与が行われることとした場合になつているんでしようか。この点お答えください。

○島中政府参考人 地方独立行政法人の情報公開についてのお尋ねでございますが、地方独立行政

療ですね、精神病院だとそういうことをやってもらわう、あるいは保健行政的な医療の一つの中心になつてもらう、まあ予防的ないろいろなこと、そういうことで、大変私は重要な役割を果たしています。

○春名委員 やはり総務大臣はああ言えどこう言う人だなと思います、本当に。地方分権といったら、議会の機能が拡大強化するというのは中核の中核じゃないですか。一言だけ申し上げておきます。

それで、今、公立病院のお話を出ましたけれども、自治体病院協議会の会長で、岩手県立病院の院長でもあられる小山田さんが、会長声明というのをこの五月の二十一日に発表していまして、それを読ませていただきました。大臣が言つたことと認識は同じだと思いますが、「自治体病院は地域住民が必要に迫られて作った病院であり、その地域に欠けている医療」「公正で公平な医療を担つていています。不採算医療も担つていて、そのような利益追求を優先しない病院は自治体病院だけであり、ここに自治体病院の存在理由がある。」こういうふうにおっしゃつておられるわけですね。私もそう思いますし、大臣もそういう御認識だと思うんです。

○若松副大臣 まず、自治体病院でございますが体となつて直接に実施する必要がないものの範疇に対象として入れてしまつてはいる、これはどういふことなんでしょうか。

一方、地方独立行政制度は、失礼しました、地域住民に適切な医療の提供を行ふ、その事業運営に今まで努めてきていたいたところであります。

一方、地方独立行政制度は、失礼しました、地域の。しかし、基本的には、地域の医療の拠点、中核の機能を當るものでございまして、例えばここでは、僻地や不採算地区における医療や、地域における高度医療や救急医療や、あるいは特殊医療がないと言つておるんですよね。

だから、そういうものを、地方分権の流れの中

たことが期待されておりまして、当然、病院事業につきましても、もし地方公共団体がこういった関心が持たれているということであれば、今回の制度の対象として経営形態の選択を可能とした、こういった背景でございます。

そのために、地方独立行政法人としての目的は、自治体として政策上必要とされる医療を確保することは当然変わりはないわけでありますので、現行の地方公営企業と同様に地方公共団体の一般行政事務と考えられるような経費、例えば保健行政的医療とかまたは公共的必要性から負担しなければならない経費、いわゆる僻地医療、こういったことにつきまして設立団体において負担するものと理解しているところでございます。

○春名委員 みずから主体となって直接に実施す

るものではないかというふうにすら思われるを得ない。それで、現行の地方公営企業と同様に地方公共団体の一般行政事務と考えられるような経費、例えば保健行政的医療とかまたは公共的必要性から負担しなければならない経費、いわゆる僻地医療、こういったことにつきまして設立団体において負担するものと理解しているところでございます。

○春名委員 みずから主体となつて直接に実施する必要があるからこそ、不採算であつても、赤字を出しながらも、それぞれの自治体病院が努力をしているという事が今の現実だと私は思つんですね。それを、みずから主体となつて直接に実施する必要がないものの範疇にあなた方は入れているわけです。

それで、自治体病院は、累積欠損額が、平成十三年度では一兆四千億円に上るという状況です。三年度では一兆四千億円に上るという状況です。これは、やはり今申し上げた不採算の部門を率先して引き受けた努力をしているということの一つのあらわれだと思うんですね。全病院に占める自治体病院の割合を見てみますと、僻地医療拠点病院のうち六九%、救命救急センター一四一二%、災害拠点病院四八・四%、小児救急医療拠点病院三三・三%。まさに、その地域そして住民にとってなくてはならない、そういう病院で、歯を食いしばつて赤字の中でも経営の効率化を進めながら存続しているんだと思うんですね。

一方、私は率直な疑問を言います。

地方独立行政法人の制度設計というのは、三年から五年の中期目標を持ちます。それに基づく中期計画を独法が策定します。そして、業績について評議委員会の評議を受けます。法案三十一条では、それに基づいて、長自身が業務を継続させる

必要性まで含めて、所要の措置を講ずるという仕組みになっています。つまり、中期目標と中期計画を実施し、その結果、赤字が続くようであれば廃止も含めて検討するということが、あえてこの法案の中にはそういう仕掛け、制度の中身が明記されているわけです。

私は、現状を見れば、これは自治体が病院を經營するのをやめよと言つてることに等しいようなものではないかというふうにすら思われるを得ません。繰り返しになりますが、なぜ公立病院を廃止も含めて検討するということが、あえてこの法案の中にはそういう仕掛け、制度の中身が明記されているわけです。

○若松副大臣 現在、いわゆる地方公営企業法の適用となつてある自治体病院、これは建設中も含めますと、平成十三年度でありますが、全国で九百五十九あります。そのうちいわゆる不採算が約一八・九%ということです。百八十一、こうなつておられます。ですが、実は、御存じのように外部包括監査等がありまして、そこでいわゆる経営の見直しの指摘の中で非常に自治体病院が多いんですね。

ちょうどさきよう傍聴人の方に公認会計士の方も多いわけであります。そのためのツールとして今回的地方独立行政法人の運営という一つの政策的なプロセスも出てくるのであります。そのためのツールとして今回的地方独立行政法人は大変有益である、このような選択を設けさせていただいたのは大変意義がある、私はそのように確信しております。

○春名委員 評議委員会は、長が任命して、議会の条例ですか、それで決めるということにはなつていますけれども、そういうものですからね。しかも、私はやはり思いますに、三年から五年で業績評価するんでしよう、少なくとも五年の間には、その先どうなるのか、やはりそういう制度設計になつているわけですよね。

だから、今大事なのは、私の質問には答えてないんだけれども、三つの要望があつて、地方交付税措置を拡充してもらつて、そういう不採算な部門を担つてあるこの病院を何とか立ち行くようなります。それが、非公務員型、つまり一般地方独立行政法人でありますと、公務員の身分そのものを一方的に奪われることになつてしまつます。

○森政府参考人 その条項の中には入つていないと、いうことでございます。

○春名委員 そうしたら、これから議論になることがあります。労使交渉で。そういうことです。これが、私、ちょっと根本的な問題を聞きます。これまで地方公務員はその身分を保障され、法定の事由がなければ、その意思に反して身分を失うことはないとされてきました。ところが、移行型の独立行政法人の場合は、その設立と同時に法人の職員になります。それが、非公務員型、つまり一般地方独立行政法人でありますと、公務員の身分そのものを一方的に奪われることになつてしまつます。

そこで質問です。労働者の意思に基づかない身分の変更は許されないのでしょうか。今までの考え方と整合性がないように思いますが、いかがでしょうか。

○森政府参考人 この地方独立行政法人法第五十九条の規定は、一般地方独立行政法人への移行に

る最中です。国がやるべきことは独法化ではありません。こういう切実な願いに真っ正面からこたえることが大事なんぢやないんですか。そういう決意はどうなんですか。

○若松副大臣 ですから、これから地方自治といふのはやはり住民参加、住民監視がますます必要になってくると思います。

そういう意味で、今回の独立行政法人の中にいわゆる評議委員会、これを制度上設けたわけであります。やはり今後、住民の納得の上にこのよ

うな事業もしっかりと見ていくだく。だからこそ、申上げられないわけでございますけれども、住民がそういうふうに変わるということをございます。

○春名委員 六十六条に、「政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時において当該移行型地方独立行政法人が承継する。」というふうになつて、いるわけですね、六十六条、公務員部長。だから、この政令の中に、今までの労働条件というのは、当然私は入つていてるという認識をしているんですけど、それでいいかどうかをもう一回確認しておきます。

○森政府参考人 その条項の中には入つていないと、いうことでございます。

○春名委員 そうしたら、これから議論になることがあります。労使交渉で。そういうことです。

これまで公務員はその身分を保障され、法定の事由がなければ、その意思に反して身分を失うことはないとされてきました。ところが、移行型の独立行政法人の場合は、その設立と同時に法人の職員になります。それが、非公務員型、つまり一般地方独立行政法人でありますと、公務員の身分そのものを一方的に奪われることになつてしまつます。

そこで質問です。労働者の意思に基づかない身分の変更は許されないのでしょうか。今までの考え方と整合性がないように思いますが、いかがでしょうか。

○森政府参考人 この地方独立行政法人法第五十九条の規定は、一般地方独立行政法人への移行に

伴いまして、設立団体から地方独立行政法人に業務を引き継ぐ場合には、設立団体の条例で定める一定の内部組織の職員は、別に辞令を発せられない限り、自動的に当該地方独立行政法人の職員になる、こういう仕組みを定めているところでございます。

これは、設立団体の業務と同一の業務に従事する者については、当該一般地方独立行政法人の職員として引き続き身分を自動的に保有し続けることができるということを法律上措置するという点でございます。同意を不要とするこの取り扱いにつきましては、国の独立行政法人に係る各個別法における取り扱いと同様の取り扱いとなつてゐるものでござります。

公務員型になるでしょう。非公務員型は、さつき言つた五万四千施設、五十万人職員、極端に言つたら全部ですね。非公務員型でもあり得るという制度設計なんですよ、これは。この二項のところつまり、地方公務員として、憲法擁護義務をしつかり受けて、そして全体の奉仕者として任用された、そういう身分を持つた人が、自分の同意もなしに、知らないうちに公務員でなくなつてしまつて、ということがあり得るわけですね。この制度設計は。それは、そんな話はおかしい話じゃないですか。今までと整合性がないことないかということを聞いてるんで、そこを、身分というのは変わらんですよ、公務員じやなくなるわけでしょ、そのところ。

○森政府参考人 繰り返しになりますけれども、そういう身分は変わるわけでござりますけれども、そのことを可能にする法律条項を今回新たに立てているということをございます、これは国の独法の場合の扱いとも同様でございます。

○春名委員 国の独法のことはいいんですよ。身分が変わる。しかし、それを可能にする条文

を、「相当の職員となる」というのを、五十九条の一項と二項で一行加えているので、それでいいんだということなんですが、私が問うているのは、地方公務員として、公務員として、全体の奉仕者に働きたい、そして試験を受けて、そして合格をとができるということを法律上措置するという点でございます。

して、そうやって働き始めた職員が、自分が知らないところで、知らない間に、独法になれば必然的に働きたい、そして試験を受けて、そして合格をすれば、持っていますけれども、身分はこの制度ではなくなるでしょう。そんなことをやつて本当にいいんですかというふうに言つているんであります。

○森政府参考人 そういう仕組みを導入しようと考へております。
○春名委員 私、聞いているのは、移行型一般地方独立行政法人、五十九条の二項のところで、非公務員型になるでしょう。非公務員型は、さつき言つた五万四千施設、五十万人職員、極端に言つたら全部ですね。非公務員型でもあり得るという制度設計なんですよ、これは。この二項のところつまり、地方公務員として、憲法擁護義務をしつかり受けて、そして全体の奉仕者として任用された、そういう身分を持つた人が、自分の同意もなしに、知らないうちに公務員でなくなつてしまつて、ということがあり得るわけですね。この制度設計は。それは、そんな話はおかしい話じゃないですか。今までと整合性がないことないかということを聞いてるんで、そこを、身分というのは変わらんですよ、公務員じやなくなるわけでしょ、そのところ。

○片山国務大臣 大きな制度を変えるときは、いろいろあるんですよ。だから、こういう法律の手

で、制度としてそういう仕組みを導入しようとしている

○春名委員 そういうことを申し上げたわけでございます。

○片山国務大臣 大臣、どう思いますか、私のこの問題提起。

○春名委員 大臣、どう思いますか、私のこの問題提起。

○片山国務大臣 大きな制度を変えるときは、いろいろあるんですよ。だから、こういう法律の手

で、制度としてそういう仕組みを導入しようとしている

○春名委員 そういうことを申し上げたわけでございます。

○片山国務大臣 大臣、どう思いますか、私のこの問題提起。

○春名委員 そういうことを申し上げたわけでございます。

しつかり合意をしながら当然進めていくということが、たど思うんですね。これは大臣、もう一回、確認ですけれども。
○片山国務大臣 国の場合も同じなんですよ。国の場合と同じだと言うと、こういうときにはそれが理由にならないと言われるのが春名流でござりますけれども。これは任命権のあれがありますし、それから、全部通算の規定もあるんですよ、いろいろな。だから、そういうことで個々人の不利益はないようなことは手当でいるんですが、しかし、それでも本人がどうしても嫌だなんというような場合には、それは事実上、運用上、いろいろな工夫の余地があると思いますし、管理運営事項ですから、労使交渉の対象にはならないと私は思いますが、労使交渉そのものの。しかし、話し合うことは結構ですよ。

○春名委員 管理運営事項じゃなくて、さつき言ったでしよう、労働者の話し合いによってこういう問題もきちっと決めていくと、当然ですね、非公務員型、公務員型になるかを含めて、どういうことを確認しておきたいと思うんで、もう一回答弁してください。

ただ、今の議論を聞いていて、民間だって、会社分割のときには労働契約は継承されて、転籍の場合は、民法であるように、本人同意が必要です。

○春名委員 ただ、どうしても嫌だという。しかし、任命権

たでありますから、少しこれは研究させていただきたいと思います。

○春名委員 以上で終わりますが、ちょっとこの制度は、やはり地方自治という観点から見ると、ただけないということをはつきり申し上げまして、終わりたいと思います。

○春名委員 次に、横光克彦君。

○横光委員 阪神大震災でござります。

○春名委員 まず冒頭、先日の、神戸市の民家で起きました

火災で、三人の本当に勇敢な若い消防隊員の命が失われたわけでございます。殉職されました三名の消防隊員の皆様方の御冥福を心からお祈りいたしたいと思います。

○春名委員 この法案について質問させていただきますが、

まず、この独立行政法人、国においては、既に各種の研究所あるいは検査機関など、六十を超える実施部門が独立行政法人に移行しております。さらに、これにかけて加えて、今後も、特殊法人、大学、病院などの独立行政法人化が予定されているわけでございます。

ね。現時点では、その制度について本当に評価できる段階にあるのか。私は、まだ到底評価できる段階には至っていないという気がするわけでござります。にもかかわらず、政府は、地方においても国と同様の独立行政法人制度を導入することを決め、現在、そのための法制化を急いでいるわけでございますが、何でこのように急いでおられるのか、その理由をまずお聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣 先ほども申し上げましたが、國の方の制度が平成十三年の一月ですね、御承知のように。それから、引き続いて地方もやるということを行革大綱で決めておりましたしね。私のところを初め関係のところに、ぜひ地方でも地方独法という制度をつくってくれ、必要があるんだ、こういう要望が個別の団体あるいは地方六団体の一部からありますて、それじゃ研究しましょ。

我々、何度も言いますけれども、選択肢を広げるという考えですから、これを一齊にどうにかしようなんということは考えていない。地方団体が必要があると考えるところは、関係の皆さんで相談していただいて、議会の同意を得て移行してもらうのは大いに結構だ。こういうことで、選択肢を加えるという意味では、遅いよりは早い方がいいのではないか。こういう判断であります。

○横光委員 国の独法化制度がスタートした後、地方へ導入するということを決めているとおっしゃいました。それは確かにそうです。しかし、その前提として、実施状況を踏まえてと、こういうことが行革大綱にも書かれているわけですね。単に国がやつたからすぐ地方へというのではなくて、國における独立行政法人化の実施状況を踏まえて地方への導入を検討する、こういうふうに書かれている。この短期間で、その実施状況というのが果たして踏まえられているのか。

しかも、これがスタートして半年後に、もう地方独立行政法人の導入に関する研究会というものが設置されている。何を踏まえてこういった研究会が設置されたのか。スタートしてまだ半年後に、

いろいろ踏まえてということが条件でありながら、こういったものがもうスタートしておるんです。その理由をちょっとお聞かせください。

○若松副大臣 平成十二年の十二月一日に出されました行政改革大綱、これに、國の独法とあわせて地方独法も早急に検討すると。こういった流れに従いまして着実にやらせていただいて、お約束どおりに今回出させていただいた次第でございませんが。

○横光委員 私の質問にはお答えになつております。國は確かに一つですね。しかし、地方自治体、これは三千二百あるわけで、それぞれが独立した機関なんですよ。それらすべてが対象になつてい

るわけです。法でいわゆる制度をつくって、先ほどからお話をざいますように、ツールをつくり、与えてしまう。これは、ある意味では、私は、地方分権の趣旨と逆行するのではないかという気もするわけです。

いわゆる國の独法は、業務運営は、三年から五年のスパンで中期目標を立てて、中期計画を立てて、そして事業をするということになつてきています。これは、ある意味では、私は、地元の委員会でも多々指摘されたわけですので、そこのところを、やはりもうちょっと國の実施状況といふものをしっかりとある程度見きわめた上で、十分なる制度設計をつくった上で私は法文化すべき委員会でもうございましょう。しかし、それにつながるため、この制度が果たして十分にでき上がった形でできるかという問題点がきょうの例えれば、これはまた、こういうことを言うとあらぬ勘ぐりと言われるかもしませんが、この研究会の報告では、地方独法制度が導入された場合に、市町村において、その事業のほとんどを地方独法に移管することも可能となり、その場合における市町村の基礎的自治体としての性格の喪失問題についてまで言及されている。報告でこういうことが言及されておるんですよ。これは、すべてを移行することも可能なんですね。それをすべて移行することはないでしようけれども、可能となるわけですね。そうした場合、市町村の基礎的な自治体としての性格、いわゆる市町村の存否にまで言及されているわけです。

そもそも、地方独法を設立することと、当該地方公共団体の存否を結びつけて議論されること自

から、早くやりたいというところに、何度も言いますけれども、こういう一つの選択肢である仕組みを、私は、じつと待って、もうちょっと待つてから、今回いろいろな議論を関係者とともに、合意を得て、この仕組みをつくって、制度化しようと。早くやりたい、待てないというところは、どうぞ検討して結論を出してください、もう少し

国様子を見ながら、ほかの地方団体の様子を見ながら自分のところはやりたいというところは、大いに待つて、検討してください、こういうことにいたしたわけありますて、委員の言われることも私わからないのではありませんが、そこはひとつ御理解を賜りたいと思います。

○横光委員 確かに、早くやりたいという地方六団体の中の一部もございましょう。しかし、それにこたえるために、この制度が果たして十分にでき上がった形でできるかという問題点がきょうの委員会でも多々指摘されたわけですので、そこのところを、やはりもうちょっと國の実施状況といふものをしっかりとある程度見きわめた上で、十分なる制度設計をつくった上で私は法文化すべき委員会でもうございましょう。だから、本体の行政そのものまで独法でやるよ

うことは全く考えてございませんので、それはある意味では地方自治の否定につながるので、厳に言えば、これはまた、こういうことを言うとあらぬ勘ぐりと言われるかもしませんが、この研究会の報告では、地方独法制度が導入された場合に、市町村において、その事業のほとんどを地方独法に移管することも可能となり、その場合における市町村の基礎的自治体としての性格の喪失問題についてまで言及されている。報告でこういうことが言及されておるんですよ。これは、す

べてを移行することも可能なんですね。それをすべて移行することはないでしようけれども、可能となるわけですね。そうした場合、市町村の基礎的な自治体としての性格、いわゆる市町村の存否にまで言及されているわけです。

そもそも、地方独法を設立することと、当該地方公共団体の存否を結びつけて議論されること自

可に当たって、これはあくまでも自治体の自主的な判断に基づく選択を保障すべきである、そういつた選択を尊重すべきである、こういうふうに思っておりますが、このことはこのとおりでしょうか。

○島中政府参考人 お答えいたします。これは午前中も大臣からお答え申し上げたと思いますが、法律に定められた事業について具体的に独立化するか否かは、地方公共団体の判断でございます。

したがいまして、繰り返しになりますが、この法律は、新しいツールとして一つの選択肢を提供するものでございまして、法人の設立そのものは、あくまでも地方公共団体の自主的な判断にゆだねているところでございます。

○横光委員 もう一度、確認いたします。

こういった認可に当たって、指導をするとか、そういうことはないんでしょうか。それが一つ。それからまた、非公務員型でないと認可しないといふような、そんなこともあり得ないんでしょうか。どうぞお聞かせください。

○片山国務大臣 基本的には、今局長が答弁しましたように、地方団体の自主的な判断を尊重したいと思いますし、我々がやることは、認可基準をはつきりさせるということと、法律の要件に該当するかどうかを中心に審査するということをございまして、それ以上でもそれ以下でもない、こういうふうに思つております。今委員が言われるような、誘導するとか指導するとかということは考えておりません。

〔荒井(広)委員長代理退席、委員長着席〕

○横光委員 わかりました。それでは次に、水道、交通、病院等の企業を經營すること、これはもともと自治体の事務の一部であったわけでございますが、「地方公営企業法逐条解説」こういうのがございます。これは総務省が示しているわけですね。ここの中では、「水道、交通、病院等地域住民の日常生活に不可欠なサービスを確保する事業を経営することは、地域

住民のために存在する地方公共団体本来の仕事である。必要な生活用水を不自由なく供給し、市民の足を確保し、医療施設を整備する等住民の生活に密着した分野で住民の需要を充足していくことがあります。このとおりだと思つております。

う極めて地道な仕事を着実に遂行することこそ真に地方自治の伸展を支えるものであろう」と、こないうように、まことに目的を射たことが書かれています。このとおりだと思つております。

人化するということは、これまでの行政の直接の責任、役割を放棄することにもつながりかねないという危険性がございます。この点については、どのようにお考えでしょうか。

○若松副大臣 地方独立行政法人、大変何か悪者であるような御表現をされているんですが、まず、地方公営企業制度、これは地方公共団体の内部にありますて、一般行政部門との密接な連携のもと、特別会計、これを設けて、企業会計原則を適用しつつ、独立採算で公共性の高いサービスを効率的かつ効果的に供給し得る仕組みということで広く定着しているのは、委員も御存じだと思います。

一方、この公営企業型地方独立行政法人制度でございますが、独立採算制の原則等、今申し上げました公営企業型サービスの特性を踏まえつつ、より独立性を持たせた形で事業を行わせるという観点から、地方団体とは別の法人格を有する法人に事業を行わせることを可能にする、こういったことで選択制を導入させていただいたわけであります。

しかしながら、設立団体の長の認可する中期目標におきましては、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、業務運営の改善及び効率化に関する事項、こういったものを定めることとしておりますほか、料金を含む中期計画に關する認可、これにつきましても設立団体の一定の関与を保ちつつ事務を行わせることについても規定したこととしている。このところが非常に手前みそとなりかねないのじやないかというのが、先ほどからの多くの方の意見でもございます。なぜ国のように二重のチェック機能がチェック機能を果たすような仕組みにしなかったのかという疑問が、どうしても残るんですね。条例で定めることとされておりますが、評価委

○横光委員 これは、先ほどから御答弁されてますように、あくまでも地方公共団体の自主性によつて、選択制によつて独立化、選べるわけですから、そういうことを否定しませんが、ですから、そういうことを否定しているわけじゃない。望むところがやる。しかし、先ほど言いましたように、地方公共団体の本来の仕事、まさに市民の生活に密着した分野での仕事が本来の仕事になつているわけですね。このことによつて、独立化によって住民サービスというものが低下したらこれは何の意味もないわけで、そのところをちょっと今お尋ねしたわけですが、そのような、決してサービスが低下することにつながることはないというようなお答えでございました。

次に、先ほどからこれも大きな問題になつておりますが、評価委員会のことなんですが、これは、この独法の最後の締めの機関であつて、私は非常に重要なと思っております。国は、評価委員会といふのがさらに意見を述べることになる。このように二重のチェック機能が働く仕組みになつてゐる、国の方は。

評価機関、さらに、総務省の場合には総務省に置かれている評価の専担組織である行政法人評価委員会といふのがさらに意見を述べることになる。

このように二重のチェック機能が働く仕組みになつてゐる、国の方は必ずしもそうはなつていませんですね。地方公共団体において、国の評価委員会と同様の機能を有するということで、執行機関の附属機関として地方独立行政法人評価委員会を設けることとしておる。しかも、この評価委員会の組織及び委員等に関しては、必要な事項についても定めることとしておりますほか、料金を含む

○若松副大臣 まず、地方独立行政法人の場合の評価委員会が一つしかないという御指摘ございまが、御存じのように、国、いわゆる霞が関を中心とする行政機構、大変複雑かつ巨大だということで、それぞれの府省ごとに評価委員会を設けて、さらには総務省にいわゆる二重チェックとし

ての政策評価、独立行政法人評価委員会を設けたわけあります。基本的には評価といふのは、やはり現場に近い方がより適切な評価ができるんですね。ですから、総務省というのは非常に現場から離れますので、そういう意味では非常に現場感覚がなくなるという批判もございます。しかし、総務省のいわゆる二重チェックとしての評価機能というのは、あくまでも客観的、総合的、そういう位置づけがあるわけであります。

今、地方自治体というのは、一つの、まさに自己完結的な団体なわけですね。では、そこに二つ

員の選任については、それはそんなことはないということを言われるかと思ひますが、どうでも、旧態依然のよう、役所の息のかかつた人、学識経験者あるいは都合のいい、そういう人たちをございましたが、ですから、そういうことを否定しているわけじゃない。望むところがやる。しかし、立つた公正な評価が果たして行われるのか、そういう疑問がどうしても出てくるわけでござります。

の評価委員会を設ける必要があるかというと、それは国と同じに考えなくていいんじゃないか、かえつて一つの評価委員会でしっかりと現場に密着したものをやるべきではないか、そのような理解に基づいてこのような制度設計にした次第でござります。

もう一つの、評価委員会の委員の選任のお話でございますが、これは法律にも明記しておりますように、評価の中立性、公平性、これを担保するためには客観的、専門的な見地から評価することが求められておりまして、そのため、いわゆる業務を提供している当事者がその委員会に入りますと非常にそれ自体客観性が失われる、中立性も失われるという観点からこの制度設計をしたわけであります。そういう意味合いの評価委員会といふことをぜひ御理解いただきたいと思います。

しかし、やはり、現場の担い手のいわゆる労働者、さらにはサービスの受け手の住民、こういった意見を吸い上げるのも当然この評価委員会の使命であるとも理解しておりますので、そのように理解しております。

○横光委員 この評価委員会というの重要なと申しますが、やはり、担い手あるいは受け手、そういうことはこの後ちょっとまた質問いたしますが、いわゆる住民のチェック機能とか住民の声とか、そういうものがこの評価委員会にまでつながるということを考えたときに、非常に大きな意味を持つと私は思っています。

また、この評価委員会、これは、その名のとおり、事業の業績を有効性や効率性などの視点から評価するための機関でございましょう。しかし、単に業績評価を行うだけではなくて、その結果によつては中期目標や中期計画の変更を勧告する権限もあるわけでございまし、また、事業の継続や組織のあり方にも言及できることになつていよいよ私は、評価委員会次第で随分独法はよくもなり悪くなるんじゃないかという気がする。つまり、事業のあり方まで左右しかねな

いほどに大きな権限を有しているわけでござります。

あるにもかかわらず、評価委員会が具体的な評価をどのよう観点から評価するかということについては全く定めがなんですね。住民の福祉やサービスという観点が軽視され、要するに、公共サービスの経営効率のみに傾斜することになるおそれがありという気がしているわけです。事業の効率性を追求するという意味では、数量分析を決して否定するものではありませんよ。しかし、公共サービスを提供するという事業の本来的な役割に照らしての評価こそが重要であり、そこではサービスの質的評価こそが重視されなければならない、私はこのように思うわけでございます。

「公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資する」、これが法的目的でございますので、これを踏まえる意図からも、評価に当たっては、財務評価のみならず、事務事業の性格あるいは社会的な評価、これも非常に配慮した基準となるようにすべきだと思つておりますが、この点は、いかがでございましょうか。

○若松副大臣 地方独立行政法によつて、地方議会の有する権限や調査権が地方自治法によるわけですが、これの対象となるんでしょうか。

○横光委員 この評価委員会といふことを申しましたが、やはり、担い手あるいは受け手、そういうことはこの後ちょっとまた質問いたしますが、いわゆる住民のチェック機能とか住民の声とか、そういうものがこの評価委員会にまでつながるということを考えたときに、非常に大きな意味を持つと私は思っています。

また、この評価委員会、これは、その名のとおり、事業の業績を有効性や効率性などの視点から評価するための機関でございましょう。しかし、単に業績評価を行うだけではなくて、その結果によつては中期目標や中期計画の変更を勧告する権限もあるわけでございまし、また、事業の継続や組織のあり方にも言及できることになつていよいよ私は、評価委員会次第で随分独法はよくもなり悪くなるんじゃないかという気がする。つまり、事業のあり方まで左右しかねな

その場合には、自治体によりまして、非常に能力にかけた住民が多いところ、そうでないところ、いろいろあるわけであります。総務省といいたしまして、やはり適切な基準がなされるような役割を果たしていくたいと考えております。

○横光委員 ゼヒ、この問題は真剣に取り組んでいただきたい。例えば、地方交通でいえば、なかなか地方交通でちゃんとやれるような状況はもうないですよね、モータリゼーションの時代になつて。しかし、これは、環境の問題に対する貢献、あるいは福祉、高齢者の輸送という問題に対する貢献、いろいろな社会的評価を考えれば、やはり金にかえられない大きな評価の価値があるわけですね。こういった社会的評価というものをいろいろ形でこれから重要視していくいただきたいな

いう思いでいっぱいございます。

その次に、先ほど質問されておりましたがあちよつと改めて私も、重複いたしますが、確認の意味で質問をいたします。議会の関与でございます。

○島中政府参考人 先ほど春名先生の御質問にお答えいたしましたが、これは、議会の関与が薄くなつたり空洞化するということは、あるんですね、ないんですね。

○島中政府参考人 お答えいたします。

先ほど春名先生の御質問にもお答えいたしましたが、整理して申し上げますと、議会の関与につきましては、まず、事前のチェックという意味で、法人の設立、定款の変更といった法人そのものの性格にかかる事項、それから料金の上限設定といった住民へのサービス提供に直接かかる事項、それから中期目標の作成、変更、それから条例で定める重要な財産の処分、公営企業等の法人に係る中期計画とか共同設置する場合における条例事項といった法人による業務運営に大きな影響を与える事項については、議会の議決を得ることとしているところでござります。

また、事後チェックという意味では、各事業年度及び中期目標に係る業務の実績評価の結果等につきましては議会に報告する、それから常勤の職員の数を議会に報告するといったことも規定して

おります。

私たちもいたしましては、先生の御指摘のように、議会の関与が後退したり空洞化することはないというふうに考えております。

○横光委員 いや、それは、今までに比べたらかなり関与も薄くなつてしまふ、あるいは空洞化する可能性が高いと私は思っています。やはり議会といふのは、まさに住民の代表者ですから、住民の声を反映させる場でもあるわけでございます。そして、この法の趣旨もそこにあるわけでしよう。

そういふた意味でちょっと心配している。

これは、地方自治法によつて、地方議会の有する権限や調査権が地方自治法によるわけですが、これの対象となるんでしょうか、どうでしようか。

○島中政府参考人 お答えいたします。

先生お尋ねの議会の調査権でございますが、多分、地方自治法の九十八条、それから百条の調査権が付与されておるところでございます。

地方独立行政法によつて、地方議会の有する権限が執行する事務につきましては、地方九十八条、百条の一項でございますが、それにおきましては、地方公共団体の事務に関する調査権限が付与されておるところでございます。

地方独立行政法によつて、地方議会の有する権限が執行する事務につきましては、地方九十八条、百条の一項でございますが、それにおきましては、地方公共団体の事務に関する調査権限が付与されておるところでございます。

○横光委員 今のお説明のように、どうしても少しずつ議会の関与は薄くなつているわけでございます。

○横光委員 総務省の研究会報告では、地方独立行政法によつても情報公開請求ができるようにする文書についても情報公開請求ができるようにするための制度設計、これをちゃんと行うことなどが適当である、こう述べておりますが、この法案では、情報公開のところは抽象的な努力義務が定められているわけで、努めるというような条項ばかりでござります。

事業計画や定員管理あるいは給与等について公表が確かに義務づけられております。しかし、これら以外の事項については情報公開を否定するといふことなんでしょうか。対象外ということでしょうか。どうぞ。

○吉田大臣政務官 お答えいたしました。

地方独立行政法人の情報公開については、地方独立行政法人制度の柱の一つとして、業務、財務、計画、評価結果等の広範な事項を積極的に公表することが法人に義務づけられています。それぞれの地方独立行政法人が、制度の趣旨にのつとり、情報公開について特に意を用いるべきことは当然のこととしております。その上で、各設立団体が、独自の情報公開条例を新たに定める、あるいはまた既存の情報公開条例を改正し地方独立行政法人を情報公開実施機関に加えるといった手法により対応すべきものと考えております。

いずれにいたしましても、地方独立行政法人の情報公開制度については、各設立団体において適切に対応すべきものであり、この点について、施行通知等を通じて地方公共団体に助言してまいります。

○横光委員 外に出るから、はい、さようなら、すよというふうにならないように、やはり、住民の求める情報公開、これに積極的に対応していただきたいと思っております。でなければ、いろいろな地方独立法では、公開制度がなければ、住民の監査請求制度やオープンズマンの情報公開請求など、住民参加あるいは住民によるチエック機能が喪失する危険性があるわけですね。一部ですが、過去の第三セクターの失敗に見られるように、こそこそもう、破綻して初めて明らかになるわけです。住民にわからない状況で結果だけが浮き彫りにされる、こういった状況がないように、議会や住民による監視の及ばない法人は逆に首長の独断専行をしてしまうということにつながるおそれがある、そういう思いで私はお聞かせいただいたわけでございます。

もう一点。現在、監査請求や住民訴訟が随分起

きております。こういった場合、当該事務事業は、各設立団体においてその雇用の確保に最大限努力を払う必要があるのは当然のことというふうに私どもは考えておりまして、これは、国の独立行政法人は住民監査請求とか住民訴訟の対象にはなりませんので、現在起こされている訴訟は当該団体がそのまま引き継ぐということになろうかと思います。

○横光委員 はい、わかりました。

それでは次に、法人設立時に該当職場に所属する公務員は、別に辞令を発せられない限り自動的に法人の職員となります。そして、非公務員型の法人の場合は公務員の身分を失うことになるわけですね。

独立行政法人の業績などを理由に、こういうことはあってはいかぬのですが、解散というようなことをした場合、これは、金銭的な面、資産の面では法律に定められていますが、借金ができる場合は自治体が負担する、あるいは資産が余った場合は公務員は別に辞令を発せられない限り自動的に法人の職員となります。そして、非公務員型の法人の場合は公務員の身分を失うことになるわけですね。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

これは先ほど公務員部長も法律の規定の御質問で御説明したと思いますが、地方公共団体から公務員型に移行する場合、非公務員型に移行する場合も、何ら辞令が発せられることなくその相当の職に引き継がれるということが法律で規定されています。

○横光委員 もう時間がございません。最後に御懸念のように、特定の者を自治体の職場から恣意的に排除するためにあえて地方独立法人制度を利用するとか導入するということは、全く考えていないところでございます。

○横光委員 もう時間がございません。最後にちょっと一言、公立大学の件でお聞かせいただきたいと思います。

地方公共団体と公立大学の自主的な判断として、結局、法人化を選ぶ、あるいは選ばないといふことができるわけですね。となりますが、法人化を選ばずに、あえて従前どおりの直営形態のまま存続することを選択した場合は、教員はそのまま公務員の身分を有することとなる。とすれば、

ただ、解散に際しての職員の処遇につきましては、各設立団体においてその雇用の確保に最大限努力を払う必要があるのは当然のことというふうに私どもは考えておりまして、これは、国の独立行政法人に移管させる前に設立団体の職員に対して配転命令を出すことにより特定の者を自治体職場から排除するために用いられる事、これも、そんなことはあり得ないよという事になろうかと思いますが、私が言いました特定の者というのは、例えば労働運動に一生懸命な人とか、あるいは当局にいろいろ批判的な意見を言う人、こういった人に独立行政法人化に伴つて身分の切り替えを一方的に強制するという方法がとられては絶対ならないと考えております。こういうことは、あり得ないでしょうね。

○林政府参考人 お答えいたします。

これは先ほど公務員部長も法律の規定の御質問で御説明したと思いますが、地方公共団体から公務員型に移行する場合、非公務員型に移行する場合も、何ら辞令が発せられることなくその相当の職に引き継がれるということが法律で規定されています。

○横光委員 もう時間がございません。最後に

御懸念のように、特定の者を自治体の職場から

恣意的に排除するためにあえて地方独立法人制度を利用するとか導入するということは、全く考えていないところでございます。

○横光委員 もう時間がございません。最後に

ちょっと一言、公立大学の件でお聞かせいただきたいと思います。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

先生、解散に際しての職員の処遇について何ら規定されていないのではないかという御指摘でございますが、現在御提案している法律にその規定

公立大学の教員でありながら、教育公務員特例法の適用を受ける者とそうでない者が生じることになりますね。

公務員と非公務員が混在するというようなことになれば、当然、給与や勤務時間、勤務条件の内容も違ってくることになる。その結果、勤務条件のよりよい大学に優秀な教員が集まるということになりますね。

このことは教育を受ける子供たちにも大変影響するところでございますので、このことについてはどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせいただけますか。

○林政府参考人 公立大学につきまして、法人化するか否かによりまして大学間でいろいろな差異が生ずることについてのお尋ねでございます。

この公立大学の法人制度は、国公私立の大学が今後競争的な環境に置かれることが予想されるわけですが、そのような中で、公立大学につきましても、自律的な環境のもとでより活性化することを目的として、地域の実情に応じて法人化の道を選択することができるようにするものであります。

○横光委員 もう時間がございません。最後に

御懸念のように、特定の者を自治体の職場から

恣意的に排除するためにあえて地方独立法人制度を利用するとか導入するということは、全く考えていないところでございます。

○横光委員 もう時間がございません。最後に

ちょっと一言、公立大学の件でお聞かせいただきたいと思います。

○畠中政府参考人 お答えいたします。

先生、解散に際しての職員の処遇について何ら規定されていないのではないかという御指摘でございますが、現在御提案している法律にその規定

トは十分期待できるものと考えているわけであります。

○横光委員 終わります。

○遠藤委員長 次に、金子善次郎君。

○金子(善)委員 保守新党的金子善次郎でございます。

国におきましては、既に六十二の法人が独立行政法人として運営を開始しているという状況でございます。この独立行政法人は、今さら申し上げるまでもないことでございますけれども、基本的には、国が行う政策と申しますか、その企画立案機能、それと実施機能を分離して、その実施機能の一定のものについて法人格を有する独立行政法人といいうものが行つていく、こういうことであつて、言葉をかえますと、独立行政法人といいうものは、自律的な、彈力的な運営を行う、その一方で、厳しい事後評価と見直しを行つて、さまざまな事項については、これは積極的に公表していくという制度であるわけであります。

要は、基本的に自らした弾力的な運営をやつていく、こういう法人でございます。いわば、より民間に近い、そうした運営が行われる、こう考へてよかろうと私は思つてゐるところであります。そうした中で、まだ独立行政法人も二年ほどの実績しかございませんから、多くの実績が顕著に見られる程度にまではとてもいつていいと思ひますが、ただ、試験研究等の分野では一定の成果が上がつているものもあるというふうな受けとめ方をさせていただいております。

そこで、今回法案は、国の独立行政法人のまことに地方版であると思います。この独立行政法人の制度を活用していくといいう地方公共団体にその道を開いていくんだといいう答弁も數回ござります。確かに、地方にも独立行政法人化になじむ業務は多々あるとは思います。ただ、規模の問題等々、究極的には、その制度は制度としても、要は、運

用、運営というものが実際どう行われるかということによつてその制度もまた生かされるというこ

とになるわけであります。そうしたことから考

えますと、今回、地方にも、地方公共団体にも独立行政法人制度というのを導入するのは一つの流れかなというふうにも私は理解をしているところ

でございます。そういう観点から申し上げまして、

このたびの制度設計でございますが、枠組み自由化等に明確な目標を設定した上で、業務の実績を評価できる内容となつてゐるかと存

ります。しかし、地方には、国にはない事務事業も多くありますし、また仕事の内容も、住民に身近な行政主体が実施していることなど、全く国と同じにするわけにはいかないという面もあるわけ

でございます。このたびの法律には地方団体に特有の制度も盛り込まれてゐる面も見られている

わけであります。ただ、そうしたものの中には、果たしてそれでいいのかどうかという点も、若干疑問に思う点もないわけではございません。そ

した点を中心いて御質問をさせていただきたいと思ひます。

そこで、まず基本的な点についてお伺いをしておきたいと思います。

地方独立行政法人とはどういう法人なのか、この制度を導入することによって地方行政にどのような具体的なメリットがあるのか、どのように考えられてこの立法を図られようとしているかをまず御答弁願いたいと思います。

○吉田大臣政務官 御返事を申し上げます。

委員がおっしゃるとおり、まさに地方公共団体

とは別の人格を有するものを創設する、こうい

うことでありまして、自律的かつ弾力的な業務運営を行う、あるいはまた適切な事後評価と見直しを行う、そして業務の効率性やサービスの向上を図る。おつしやられたとおりの法人であります。

そして、具体的には、業務の忙しいときあるいは暇なとき、住民ニーズの動向に応じて、法人のみからの責任のもとで、機動的な組織の編成や人員配置を行うことが可能になります。予算面にお

いても、設立団体から交付されるいわゆる渡し切

りの交付金について、法人自身の責任のもとで、

用途の弾力的な変更あるいは年度を繰り越して使うこと、結果して、効果的な業務運営が可能となるということであります。

一方、中期目標や中期計画など業務運営の効率化等について明確な目標を設定した上で、業務の実績を評価委員会が定期的に評価し、組織、業務

全般にわたつて改善する仕組みとなつてゐることでございます。

また、地方独立行政法人制度を活用するか否かおつしやつた、民間的なと、こういう御表現でし

たけれども、サービスの提供が可能となること

でございます。

また、地方独立行政法人制度を活用するか否かは、これは大臣何度もおつしやられておりますけ

れども、地域の事情に応じて地方公共団体が自主的に判断する仕組みとしており、この制度の創設は、地方公共団体が効率的、効果的に行政サービスを提供するための新しいツールを用意させていただけます。

ただ、こういうふうに申し上げさせていただきます。

〔委員長退席、林(幹)委員長代理着席〕

○金子(善)委員 ただいまの御答弁で、地方行政革

の新たなツール、道具立てをつくつたというお話をございました。そうだといたしますと、基本的には、地方公共団体がこの制度を導入することは正しい選択、そういう意味で、そういう地方公共団体に對しまして國がとやかく物を申す必要はないといいうことになるのではないかという論理も成り立つわけであります。

ところが、今回の法案を見ますと、地方独立行政法人を設立するには総務大臣または都道府県知事の認可が必要だとされております。この点はなかなか理解できないであります。

なぜ設立の認可が必要なのか、地方公共団体が条例を定めることによって法人ができるという仕組みでもよいのではないかと考へられますか

がなぜ必要なのか、地方公共団体が

制度でございますから、要は、どういう制度をつくつしていくかということで、この法人制度も同

じような話ではないかといふふうにも思われるところでございます。要は、独立行政法人制度といふことであれば、そうした観点から、できるだけ

地方公共団体にとって使い勝手のいい制度にすれ

るのか、大臣のお考へをお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 国のようには個別に根拠を法律に

すればいいんですよ。しかし、そんなことできま

せんね、三千二百地方団体があつて、どういう独

立行政法人ができるかわかりません。しかし、こ

の独立行政法人というのは公法人で、これは何ら

かの法律の根拠があればいいというんでしよう。

ばいいのではないかというふうにも考えているところあります。将来的には、私といたしましては、この仕組みを見直すことも必要だなということもありますし、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

そこで、認可に関連いたしまして、総務大臣それから都道府県知事の監督権。これまで、地方独立行政法人がなければ監督権が及ばない。ところが、独立行政法人に対することによって、例えば立入検査権や違法行為等の是正命令権というものが付与されてきている。これはいかがなものかと思うわけでございますが、どういう理由がそこにあるのか、御答弁いただければと思います。

○鷲中政府参考人 お答えいたします。

法人の設立に当たりまして総務大臣等の認可が必要な理由につきましては、先ほど大臣がお答えしたとおりでございます。

この認可につきましては、先ほども私が御答弁申し上げましたが、許可と違いまして、法律に定める要件を具備して適正に運営されるかどうかという点からチェックするというものでございまして、適正に運営されるかどうかを確保することは、法人の設立された以後においても同様のことと考えられますので、認可をした総務大臣等が適正な運営について責任を持って対処するということから、最後の担保としまして、立入検査権や違法行為の是正命令権を付与しているものでございます。

○金子(善)委員 もう一点お伺いしたいとします。

法人の業務範囲についてでございます。

独立行政法人になじむ業務というものは、いわゆる実施部門の業務でございますから、論理的には国よりもむしろ地方に多い。ただ、先ほど申し上げましたように、規模の問題であるとか経営の問題、いろいろございますので、一概には言えないと感じる方もあるかと思いますが、今回の法案では五分野に限定されております。

五分野を対象とした理由、これは、あらかじめ

こうされているのはどういう理由なのか。あわせます。これまで地方公共団体がみずから行つた業務につきまして、法人を設立して行うこととして御質問したいと思います。

○若松副大臣 この地方独立行政法人制度でございますが、これまで地方公共団体がみずから行つた業務につきまして、法人を設立して行うことができる道を開いた、こういうことでございま

すが、何といっても、公共性の高い業務を地方公共団体とは別の法的主体である地方独立行政法人が行うことになんがみれば、法人が行う業務は制度の根拠法においてできる限り明確にすることが必要と、このように考えた次第でございます。

また、対象業務の具体的な内容につきましては、平成十二年に閣議決定されました。先ほども申し上げました行政改革大綱においてできる限り明確にすることができる限り明確にすることが度といふのは不思議な見直しが必要ですね。固定的な制度というのはよくない、こういうふうに思つておられますから。

○片山国務大臣 金子委員が言われるよう、制度といふのは不思議な見直しが必要ですね。固定的な制度というのはよくない、こういうふうに思つておられますから。

〔林幹〕委員長代理退席、委員長着席 上げました行政改革大綱におきまして、「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する。」こういうふうに記述されておりまして、国

の各種の独立行政法人に適用しようということで、地方独立行政法人に適用しております具体的な業務と同種の、そういうものを基本に、この施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることといたしたいと考えております。

○金子(善)委員 地方公共団体を取り巻く環境は、日々変化し、しかも厳しさを増しております。そ

うした中で、真に分権の担い手となり得る地方公共団体とは、財政基盤の充実強化を図りつつ、不断に業務を見直し、住民サービスの向上を追求

する都道府県や市町村であると思思います。そうして、高い意識を持った地方公共団体にとって、この

地方独立行政法人制度は、適切な運用が図られれば有効なサービス提供のツールになる可能性も持っていると考えています。

したがって、総務省においては、地方公共団体にゆだねるべきはゆだね、一方で、適切な制度運用が図られるよう的確に地方公共団体にアドバイ

スするとともに、制度の運用状況を見て柔軟に制度の見直しを行うという姿勢でこの制度を育てていくべきだと思います。

そこで、最後になりますが、地方分権の観点から、設立認可を初めとする設立団体に対する大臣の関与、業務の範囲については、法律の施行状況を勘案し、五年をめどぐらいに見直すべきではないかと考えますが、最後に大臣の御見解をお伺いいたします。

〔林幹〕委員長代理退席、委員長着席 「林幹」委員長代理退席、委員長着席 上げました行政改革大綱においてできる限り明確にすることが必要と、このように考えた次第でございます。

また、対象業務の具体的な内容につきましては、

平成十二年に閣議決定されました。先ほども申し上げました行政改革大綱において、「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する。」

今御指摘のように、総務大臣等の関与、業務の範囲等についてどう考えるかと。今後、制度の趣旨、目的に沿つて、実施状況を見ながら改善していくことが適当であると私どもも考えております。

したがつて、委員の御指摘も踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることといたしたいと考えております。

○金子(善)委員 終わります。ありがとうございました。

○遠藤委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○遠藤委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。武正公一君。

○武正委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の地方独立行政法人法案及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に反対する立場から討論を行います。

反対理由の第一は、今回の地方独法制度が、既

に国において導入されている独法制度の問題点を改善せず、そのまま放置している点です。今回政府が提出している法案は、既に国において導入されている独法制度を踏まえたものになっています。現在の独法制度について、役員数が発足前より増加していることや、役員ボストが省庁からの天引きで占められるなど、看板のかけかえ、見せかけの改革とさえ指摘されています。評価制度についても、一段階の評価を行うといいながらも、所管官庁の委員会評価では評価は甘くなりがちであり、総務省の評価委員会も及び腰で、その実効性が問われています。

第三の理由は、地方分権の時代に逆行する制度といふのは、地方公社、地方公営企業等の改革が進んでいないのに地方独法の制度をつくることは、屋上

屋を重ねる複雑多岐なものにするだけであり、まして、これらの経営責任等をあいまいにしかねないという危惧を抱くものであります。

第三の理由は、地方分権の時代に逆行する制度といふのは、地方公社、地方公営企業等の改革が進んでいないのに地方独法の制度をつくることは、屋上

屋を重ねる複雑多岐なものにするだけであり、まして、これらの経営責任等をあいまいにしかねないという危惧を抱くものであります。

これまで自治体の判断で行つてきた事業が、地方独法になることで、国の関与が加わるならば、地方分権の流れに全く反するものと言わざるを得ません。

これまで自治体の判断で行つてきた事業が、地方独法になることで、国の関与が加わるならば、地方分権の流れに全く反するものと言わざるを得ません。

第四の理由は、国立大学法人法と同じく、大学独自の自立的、主体的な発展を阻害する内容が含まれている点です。

政府案では、中期目標を定めるのは、大学法人ではなく、設立団体の長が議会の議決を経て定めることであります。中期目標を定めるのは、目指すべき将来の姿を最も的確かつ意欲を持って策定できる大学自身が行うべきです。

また、高等教育研究という極めて専門性の高い分野において適正な評価を行うことは、かなりの困難が想定されます。国においては大学評価を行う専門の委員会が設置されていますが、地方においてはそのような評価委員会は設置されません。大学の自治、研究の自由の観点から、強い懸念を抱きます。

以上、四点の理由により、両法案に反対いたします。(拍手)

○遠藤委員長 次に、黃川田徹君。

○黃川田委員 私は、自由党を代表して、地方独立行政法人法律案及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

この法律において、地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共

上の見地からその地域において必要な事務事業であって、地方公共団体がみずから主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間が実施した場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律により地方公共団体が設立する法人をいうと定義づけておりますが、この制度が導入されると、結果として、地方が勝手に新しい組織を設立したり、天下り先の確保や政官業癒着構造等の不正の温床となる可能性があります。

これまでも、独立行政法人制度については国会の場で多々議論が交わされてきましたが、過去の審議を検討すると、独立行政法人制度というのは、特殊法人等を独立行政法人化しても、業務内容や人員組織、役員給与、退職金について、ほとんど実態はそのまままで、官庁主導の体制は一切変わっていない。独立行政法人化したとしても、中期目標の設定、運営交付金の仕組み、官庁と独立行政法人間の人事交流、政策評価委員会の実施する評価の困難性等を考慮すると、事業実施や補助金、給付金の支給方法などは何ら改革されておらず、政官業癒着の構造や不正の温床は残されたままになっているなど、問題の先送りと看板のかけ

かえをしているにすぎないことが明らかとなっています。

このように、独立行政法人制度について問題点が明白になっているのに、地方公共団体がその地方版の組織をつくることを可能とするとは極めて問題があります。独立行政法人化という形態をつくらなくても、地方公共団体ができるることは、地方公共団体で行う、民間に任せるべきことは民間に任せることの原則を貫くべきであります。

よって、本法案等には反対であるということを申し上げて、私の討論を終わります。(拍手)

○遠藤委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党を代表して、地方独立行政法人法律案及び同法施行法案に対する反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、この法案が、地方独立行政法人の運営や監督について、地方自治の重要な柱であり住民の代表機関である地方議会の関与を外し、住民訴訟や住民監査制度の適用外とするなど、民主的地方自治制度を形骸化させる重大な問題を抱いています。

議長会の要望すら無視する法案内容は、到底認めることができません。

第三セクターに対するチエック機能の強化の声が高まっています。法案は、この流れ逆行し、再び三セクの失敗を繰り返そうとしているものと言わなければなりません。

第二は、この法案が対象とする住民サービスは、全国で五万四千施設以上、自治体職員数で五十万人余り、水道や病院、公立大学、交通、保育、老人ホームなど、一億二千万人国民のすべてに関係する行政サービスとなっていますが、これらの事務

業が自治体の手から地方独立行政法人に移行すると、経済効率優先の評価制度、法人の恣意的な判断による事業縮小や廃止などを通じて、行政サービスの低下、縮小あるいは廃止につながる重大な問題を持つことです。

第三は、この地方独立行政法人制度が、それまで自治体職員として職務についていた方々を長の判断で一方的に非公務員に移行させる仕組みを取り入れているなど、自治体職員の身分保障と権利を危うくするものとなつておそれがあるからです。

最後に、住民福祉の向上を責務とする自治体の活動と地方自治制度の発展のために、地方制度の中に新しい制度を取り入れる法律案を審議する場合には、自治体の皆さんや住民団体の方々の御意見によく耳を傾け、慎重に審議することが国会の責務であることを申し添えて、私の反対討論を終ります。(拍手)

○遠藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、地方独立行政法人法律案及び関係法律整備法案に対し、反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、議会の関与や住民の監視機能の後退です。地方独立行政法人は、地方議会の関与を最低限に抑えていることから、住民の意思を十分に反映しない運営となり、また、住民監査請求や住民訴訟などの住民によるチエック機能が失われる危険性があります。

第二に、評価のあり方です。法人の業務の実績等を評価するための評価委員会が具体的な評価をどのような観点から評価するかということについては全く定めがなく、住民の福祉やサービスという視点が軽視され、財務会計や経営効率に偏斜することになります。また、法人が担うのは、地域において確実に実施される必要のある事務事業でありながら、中期目標期間終了後に、組織・業務全般にわたる見直しかんによつては、解散、清算されることになります。しかも、解散の際の職員の継承については規定がなく、法人の解散を理由に人員削減が行われかねません。公営企業法と異なり、経営再建のスキームも設けられていないことがあります。

第五の理由は、公立大学及び公立病院の扱いでいるものばかりであります。

第六の理由は、公立大学及び公立病院の扱いでいるものが、もともと自治体の公共事務の一つであり、旧自治省も「地方公営企業法逐条解説」において、地域住民のために存在する地方公共団体本来の仕事であり、必要な生活用水を不自由なく供給し、市民の足を確保し、医療施設を整備する等の責任を負うべきであるとされています。

第七の理由は、このような事業を安易に地方化することは、行政の直接の責任、役割の放棄以外の何物でもないことを指摘し、討論を終わります。(拍手)

○遠藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

第三に、地方行革推進策であることです。独立行政によって一方的に職員の身分が変更され、賃金、労働条件が継続される保障はありません。給与決定に際しては、法人の実績ばかりが強調されることがあります。

○遠藤委員長 これより両案について順次採決に入ります。

午後四時十四分散会

三四

まず、地方独立行政法人法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○遠藤委員長 この際、ただいま議決いたしました地方独立行政法人法案に対し、佐藤勉君外五名から、自由民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守新党の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐藤勉君。

○佐藤(勉)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地方独立行政法人法案に対する附帯決議

(案)

政府及び地方公共団体は、本法律の施行に当たり、次の事項について配意すべきである。

一 地方公共団体が地方独立行政法人を設立するか否かについては、あくまでも地方公共団体の自主的な判断を尊重すること。

二 地方独立行政法人化に当たつては、雇用問題、労働条件について配慮して対応するとともに、関係職員団体又は関係労働組合と十分な意思疎通を行うこと。

三 地方独立行政法人の業務の実績の評定に当たつては、財務面の評価のみならず、社会的

評価の観点も加味して行うこと。
四 第三セクター等の経営立て直しの手段として地方独立行政法人が選択されないようにするとともに、その早急な抜本解決を促し、經營責任の明確化、清算の可否、民営化の是非などを厳しく精査検討すること。

五 公立大学法人の定款の作成、総務大臣及び文部科学大臣等の認可に際しては、憲法が保障する学問の自由と大学自治を侵すことのないよう、大学の自主性、自律性が最大限發揮しうる仕組みとすること。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○遠藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○遠藤委員長 起立總員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○遠藤委員長 この際、総務大臣から発言を認められておりますので、これを許します。片山総務大臣。

○片山国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立總員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○遠藤委員長 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

○遠藤委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○遠藤委員長 次回は、来る五日木曜日午前十一時五十分理事会、正午委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

平成十五年六月十二日印刷

平成十五年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P